

上富良野町次世代育成支援行動計画

～ 上富良野町エンゼルプラン ～

平成 16 年 8 月

北海道 上富良野町

は じ め に

21 世紀の次代を担う子どもの誕生と健やかな成長は、親にとってはもちろんのこと、社会にとっても大きな願いです。しかし、核家族化や地域の人間関係の希薄化が進行し、家庭や地域の育児力も低下している中、就労環境の変化や女性の社会進出の増加などを背景に少子化は一層進行している現状にあります。少子化社会における子育ての状況を見ると、結婚観や価値観などの個人の意識の多様化と併せて、子育てに対する身体的、精神的、経済的負担感を感じる親世代が増加してきており、これが育児不安や孤独感などの悩みにつながっていると指摘されています。

一方、少子化の進行は、子供同士のふれあう機会が減少するなどにより、子どもの自主性や社会性が育ちにくいといった子ども自身の成長への影響や経済活力の低下、現役世代における社会保障費用の負担の増大など社会全体に与える影響が懸念されています。このような中で、国では少子化の流れを変えるため、従来の子育て支援の取り組みに加え、もう一段の対策を進めることが必要なことから、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国をあげて次世代育成支援に取り組むとともに、全国の都道府県及び市町村、企業に国の指針に基づく多様な次世代育成支援の方向性や子育て支援施策の目標を示す「地域行動計画」の策定を義務付けることになりました。

上富良野町では、平成 15 年度には児童福祉法に基づく子育て支援を中心とした「エンゼルプラン」策定に着手しておりましたが、「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことにより、計画策定期間を延長してエンゼルプランを包含した「上富良野町次世代育成支援行動計画」を策定することといたしました。

次世代育成支援については、親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対して町全体であたたかく見守り、そして必要なときには地域全体で手助けを行い、勇気付け元気付けていくことが重要であると考えます。また、子どもたちが日々の積み重ねの中で成長していく存在であるように、親もまた日々の子育てを通して親として親育ちを遂げていかなければなりません。このため、子どもの育ちを応援すると同時に、親自身そして、親となる次世代の人たちへの成長や育ちを応援していく必要があります。

上富良野町においては、すべての町民が子育ての意義についての理解が深められ、町民が未来に希望を持って、安心して子どもを生み育てることができる優しい町づくりを目指していくこととし、町民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携をしながら、総合的かつ計画的に次世代育成支援対策の推進に取り組んでまいります。

おわりに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、上富良野町次世代育成支援行動計画策定委員の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 16 年 8 月

上富良野町長 尾 岸 孝 雄

～ 目 次 ～

はじめに

第 1 章. 行動計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	3
3. 計画の期間及び位置づけ	3
4. 本町における施策の基本的視点と考え方	3
5. 計画策定体制	5
第 2 章. 子どもを取り巻く町の状況	7
1. 本町の出生の動向	7
2. 人口・世帯の状況	8
3. 就学前児童の居場所	18
4. 地域における子育ての支援	19
5. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	26
6. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	30
7. 子育てを支援する生活環境の整備	33
8. 子ども等の安全の確保	34
9. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	35
10. 各種事業の実施状況	36
11. 子育て支援施策（平成 16 年度）	37
第 3 章. 上富良野町施策目標と展開	39
1. 子育て支援施策の推進のための基本目標	39
2. 具体化のための重点課題	44
3. 子育て支援施策の推進体制	45
第 4 章. 定量的目標事業量	47
1. 定量的目標事業量の基本的な考え方	47
2. 定量的目標事業量の設定方法	48
3. 推計児童人口	49
4. 定量的目標事業量	50
5. 各種事業量目標	51
資 料	65
1. 委員名簿・計画策定委員会の開催状況	65
2. ニーズ調査結果	68

第 1 章

行動計画の概要

第 1 章. 行動計画の概要

1. 計画策定の背景

国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

- 平成 14 年 1 月 新しい日本の将来推計人口の公表
 - ・合計特殊出生率の大幅な低下。平成 62 年（2050 年）における合計特殊出生率の見通しが 1.61（平成 9 年推計）から 1.39（平成 14 年推計）へ低下。
 - ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
 - ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し。
- 平成 14 年 5 月 少子化対策に関する総理大臣の指示
 - ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示。
- 平成 14 年 9 月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告
 - ・少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の少子化対策を推進。
- 平成 15 年 3 月 「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」の取りまとめ
 - ・次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）
- 平成 15 年 7 月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

少子化が将来の日本の経済・社会に与える影響

少子化の経済面での影響

（１）労働力人口の減少と経済成長への影響

- ・労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることによる労働力供給が減少する。
- ・貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下により、投資や労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念される。

（２）国民の生活水準への影響

- ・少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少する。

第 1 章 行動計画の概要

少子化の社会面での影響

(1) 家族構成の変容

- ・ 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶により先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性がある。

(2) 子どもへの影響

- ・ 子ども数の減少による子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

(3) 地域社会の変容

- ・ 人口の減少、高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になる事が懸念される。
- ・ 道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になる事が懸念される。

このように少子化が、日本の社会・経済全体に深刻な影響を与えることが懸念される中で、政府は改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制を整備し、具体的な施策を進めようと、「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

この次世代育成支援対策推進法は、全国の自治体に、国の示した策定指針に基づく「行動計画」を、平成 16 年度末までに策定することを義務づけました。

今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて新たに「夫婦の出生力」自体の低下も大きな要因として指摘されており、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、考えていかなければならない様々な社会的経済的な課題があります。上段でまとめたとおり、厚生労働省は、少子化の流れを止めるため、平成 14 年 9 月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の「子育てと仕事の両立支援」の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の 4 つの柱に沿った総合的な取り組みを推進しています。

上富良野町としても、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し、事業を実施していきます。

2. 計画策定の趣旨

本町では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を町の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制化の中で子育て支援事業を展開しています。

この次世代育成支援対策の理念として、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解を深め、町民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができる優しい町づくりを目指し、「上富良野町次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

3. 計画の期間及び位置づけ

「上富良野町次世代育成支援行動計画」の計画期間は、前期計画として平成17年度から平成21年度の5年間とし、後期計画（平成22年度～平成26年度）については、平成21年度までに前期計画の見直しを行った上で策定します。

4. 本町における施策の基本的視点と考え方

本町では、子どもの健全育成、保護者への生活支援を基本として今日まで子育て支援を推進してきました。

これまでの子育て家庭への施策については、「支援」という言葉がよく使われてきました。しかしそこには、「悩みや問題を抱えている家庭に対して手を差し伸べる」といったイメージが強く、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていく、という観点が薄れていたことは否めません。計画の策定にあたり、これからは親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対して町全体であたたかく見守り、そして必要なときには地域全体で手助けを行い、勇気付け元気付けていくことが大切です。

また、子どもたちが日々の積み重ねの中で成長をしていく存在であるように、親もまた日々の子育てを通して親として親育ちを遂げていかなければなりません。子どもの育ちを応援すると同時に、親自身そして、親となる次世代の人たちの成長や育ちを応援していくことが求められています。

さらに、子どもは家庭をその成長の基盤としながらも、地域社会と様々に関わりあっていく中で、社会的な存在として成長を遂げていきます。子どもたちの成長は、家庭だけではなく、地域にも大きな役割があることであり、同時に子どもたちの成長を地域全体で支えていくことにより、子育てを通じて地域における助け合いが生じ、地域社会が生まれかわっていくことが重要です。

第1章 行動計画の概要

以上の考えを基に、今後の次世代育成支援対策の施策にあたり、次にあげる3つの視点を基本として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方（理念）の実現に向けては、行政が最大の努力をはらうことはもとより、町民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携をしながら、その具体化に努めていくために3つの視点以外の細部にわたる視点（サービス利用者の視点・地域特性の視点・社会資源の効果的活用の視点・サービスの質の視点等）も積極的に取り込んでいく必要があります。

視点その1 子どもの視点

すべての子どもの幸せを第一に考え、本町で生まれ、育っているすべての子どもは、家庭環境や障害の有無、社会への適応性の違いなど、どのようなことによっても差別されることなく、その必要性に応じたサポートを受ける権利を持っています。

町民一人ひとりがこのような意識を持つことにより、行政と地域が協働してすべての子どもが幸せに育つことを応援するまちづくりを推進します。

視点その2 すべての子どもと家族への支援の視点

すべての保護者が、心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、様々なサービスを受ける機会や学習機会と環境が保障されなければなりません。

これからは、すべての保護者が様々な面でゆとりを持って楽しく子育てができ、子育ての意義や喜びが実感できるようなまちづくりとするため、保護者の生活に配慮した支援施策を推進します。

視点その3 社会全体による支援の視点

子育てに関わるすべての人が、その喜びを感じるためには、地域全体で子育てをあたたく、かつ、積極的に見守っていくよう意識していかなければなりません。

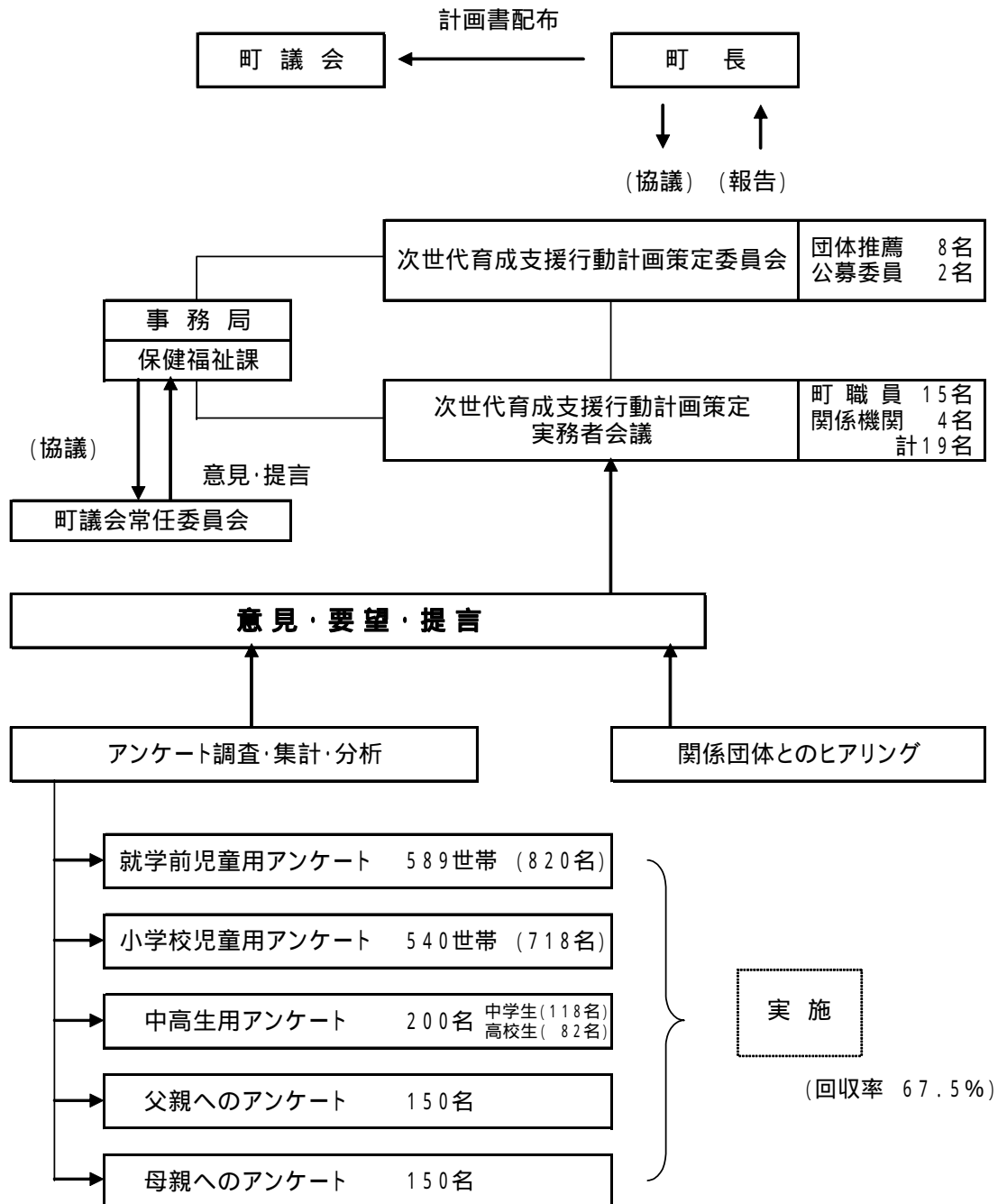
これからの次代を担う子ども達の成長を地域全体で支えていくためにも、一人ひとりがそのことを意識して、子育て家庭を見守り、必要があれば手を差し伸べ、応援していきけるようなまちづくりとするため、保護者・行政・関係機関・地域が連携した支援施策を推進します。

5. 計画策定体制

今回の計画策定にあたっては、次にあげた体制で策定における検討を行いました。

上富良野町次世代育成支援行動計画策定体制図

(上富良野町次世代育成支援行動計画策定までのフローチャート)



第2章

子どもを取り巻く町の状況

第2章.子どもを取り巻く町の状況

1.本町の出生の動向

(1) 出生率・死亡率

平成12年度国勢調査によると、本町の出生率は全道及び富良野保健所管内より高い状況となっています。

しかし、今後は全国統計の傾向と同じく年々出生率の低下が予測され、今後少子化対策はますます重要な課題として推進することが急務であります。

また、乳児死亡率及び新生児死亡率をみると、全道及び富良野保健所管内に比べ高率となっていますが、これは基準年度である平成12年度に偶然2人の死亡があったためで、平成13年度、14年度においては乳児死亡率、新生児死亡率ともに0.0‰（パーミル：全体の合計を1,000とし、その1,000分の1を単位として表す比率）となっています。

表：出生率と乳児・新生児死亡率の推移

単位：‰

	北海道	富良野保健所	上富良野町
出生率	8.2	9.8	12.0
乳児死亡率	2.5	4.1	13.1
新生児死亡率	1.4	2.1	6.5

出生率：人口千対

乳児死亡率及び新生児死亡率：出生千対

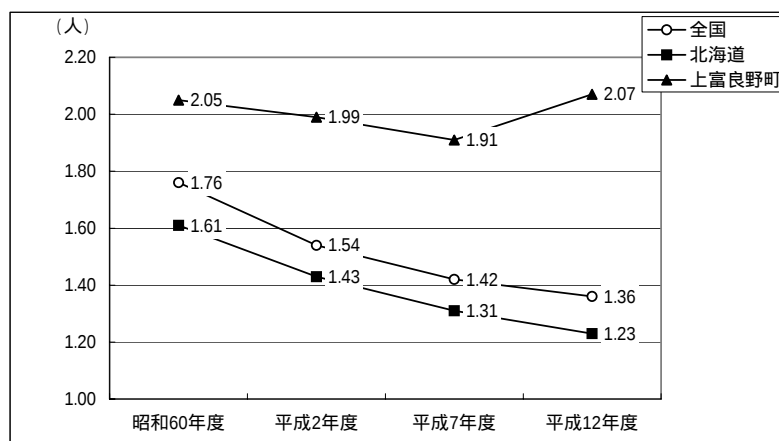
平成12年度国勢調査

(2) 合計特殊出生率

本町における平成12年度の合計特殊出生率は、町推計で2.07人となっています。

北海道は全国平均よりも合計特殊出生率が低くなっている中で、本町は全国平均、北海道と比較しても高率となっています。

図：合計特殊出生率の推移



第2章 子どもを取り巻く町の状況

2.人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

人口

平成15年度の本町の人口総数は12,648人と年々減少しており、昭和60年度の人口と比較すると1,479人(10.5%)の減少となっています。

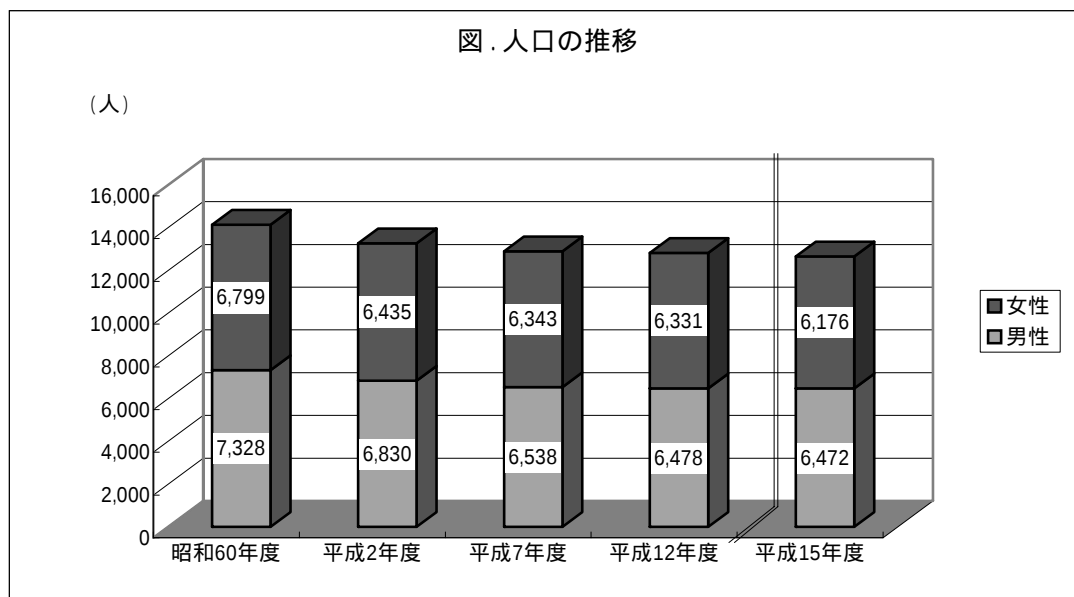
表・人口の推移

	人 口			世帯数	世帯人員
	男性	女性	計		
昭和60年度	7,328	6,799	14,127	3,868	3.7
平成2年度	6,830	6,435	13,265	3,934	3.4
平成7年度	6,538	6,343	12,881	4,106	3.1
平成12年度	6,478	6,331	12,809	4,410	2.9
平成15年度	6,472	6,176	12,648	5,331	2.4

資料: 国勢調査

平成15年度は10月1日現在 住民基本台帳

図・人口の推移



乳幼児人口(0～5歳)

本町の平成15年度現在における乳幼児人口(0～5歳)は749人となっており、毎年減少傾向にあります。

表・乳幼児人口(0～5歳)の推移

単位: 人

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
883	848	816	769	749

各年度 10月1日現在

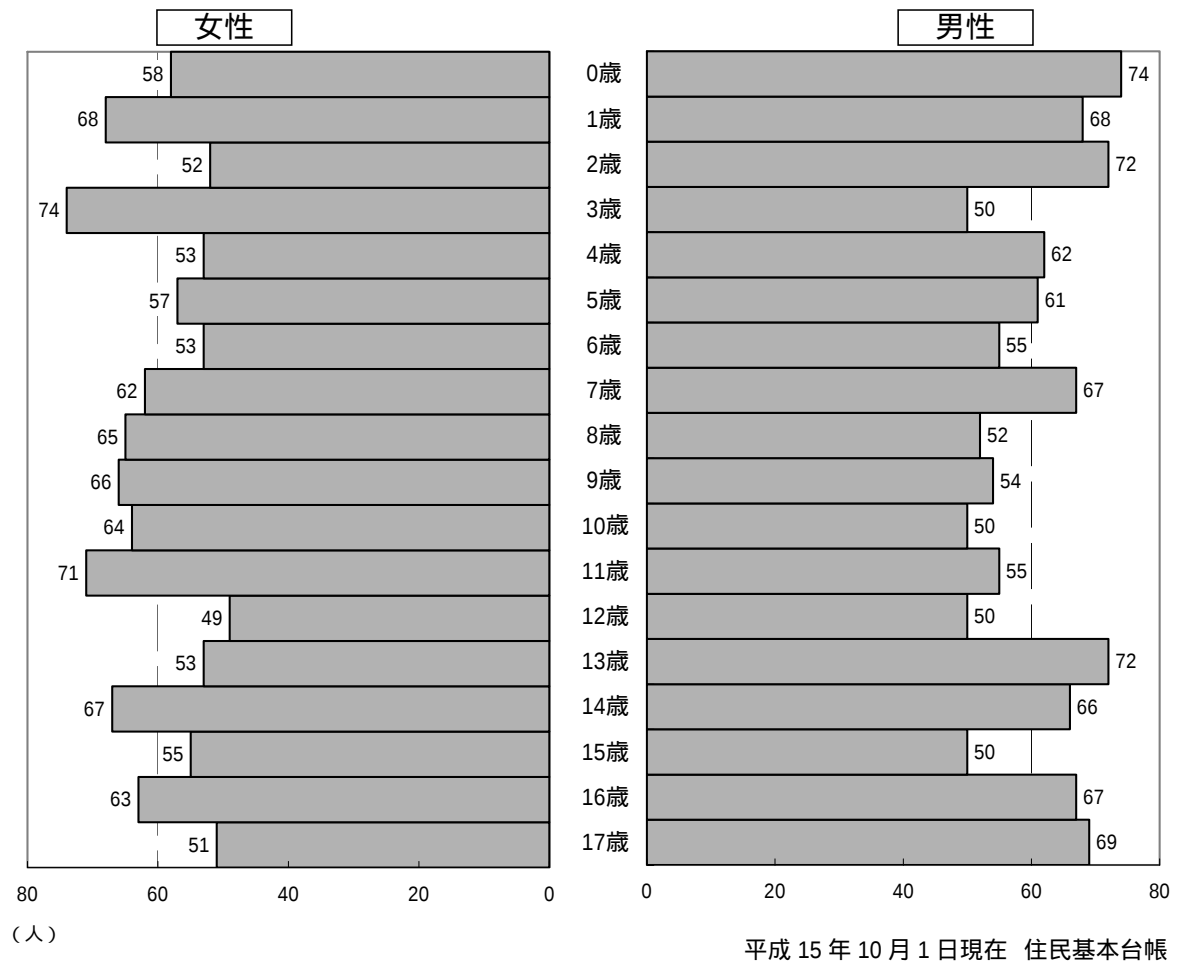
住民基本台帳

第2章 子どもを取り巻く町の状況

次世代育成支援対象年齢別・性別人口構成

本町の平成15年度における年齢別人口構成は以下の通りです。

図・人口ピラミッド



第2章 子どもを取り巻く町の状況

動態別人口

本町の自然動態は平成15年度で32人の増加と平成11年度以降若干減少傾向となっています。

また、社会動態は平成15年度では35人の減少と低いものの、平成11年度から平成14年度では約150人前後の減少で推移しています。

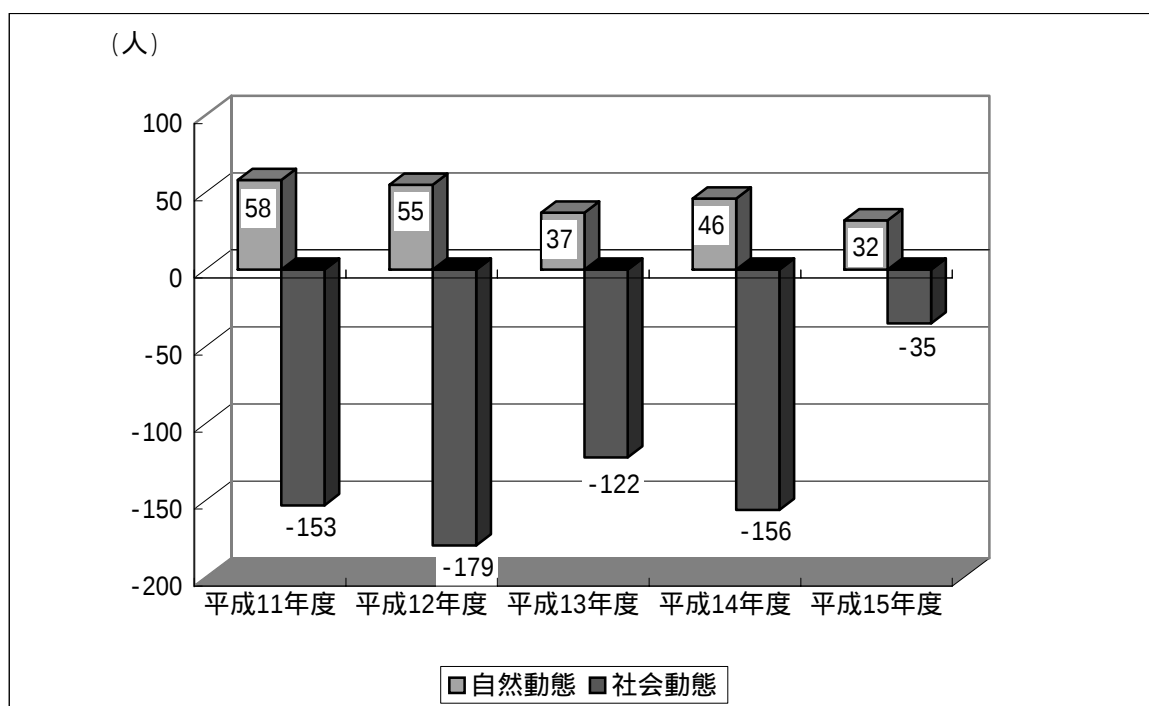
表．人口動態の推移

単位：人

	自然動態(人)			社会動態(人)		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成11年度	154	96	58	861	1,014	153
平成12年度	151	96	55	816	995	179
平成13年度	122	85	37	789	911	122
平成14年度	143	97	46	816	972	156
平成15年度	137	105	32	858	893	35

資料：住民基本台帳

図．人口動態の推移



第2章 子どもを取り巻く町の状況

婚姻率・離婚率

本町の婚姻率は、全国、北海道と比べ各年度とも高い傾向となっています。特に平成8年度から平成13年度までは他と比べかなり高い状況です。

逆に離婚率では、全国、北海道では毎年増加傾向にありますが、本町においては2‰（パーミル：全体の合計を1,000とし、その1,000分の1を単位として表す比率）前後の割合で安定しており、他と比べかなり低い状況です。

表・婚姻率・離婚率の推移

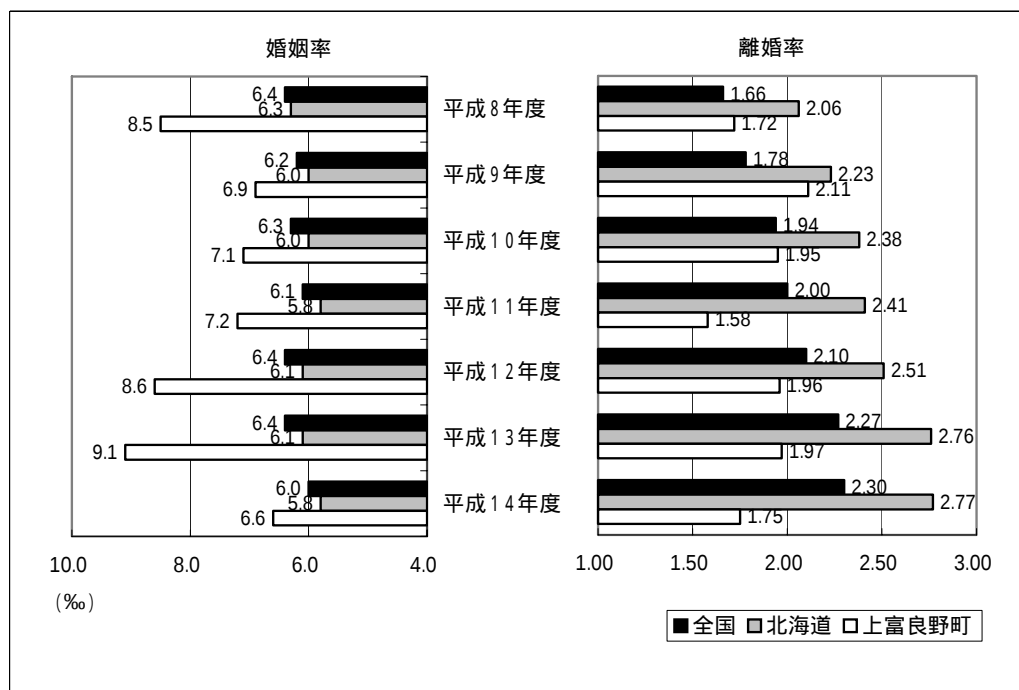
単位：‰

	婚姻率			離婚率		
	全国	北海道	上富良野町	全国	北海道	上富良野町
平成8年度	6.4	6.3	8.5	1.66	2.06	1.72
平成9年度	6.2	6.0	6.9	1.78	2.23	2.11
平成10年度	6.3	6.0	7.1	1.94	2.38	1.95
平成11年度	6.1	5.8	7.2	2.00	2.41	1.58
平成12年度	6.4	6.1	8.6	2.10	2.51	1.96
平成13年度	6.4	6.1	9.1	2.27	2.76	1.97
平成14年度	6.0	5.8	6.6	2.30	2.77	1.75

人口千対

資料：北海道保健統計年報

図・婚姻率・離婚率の推移



第2章 子どもを取り巻く町の状況

労働力人口

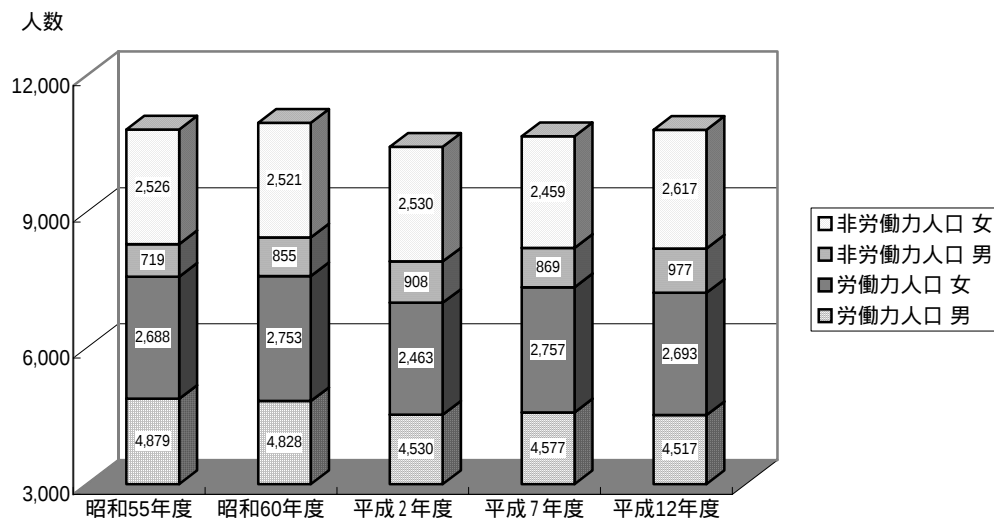
本町の平成12年度の労働力人口は全体で7,210人となっており、減少傾向となっています。

表. 労働力人口及び非労働力人口の推移

	労働力人口			非労働力人口		
	男	女	計	男	女	計
昭和55年度	4,879人	2,688人	7,567人	719人	2,526人	3,245人
昭和60年度	4,828人	2,753人	7,581人	855人	2,521人	3,376人
平成2年度	4,530人	2,463人	6,993人	908人	2,530人	3,438人
平成7年度	4,577人	2,757人	7,334人	869人	2,459人	3,328人
平成12年度	4,517人	2,693人	7,210人	977人	2,617人	3,594人

資料: 国勢調査

図. 労働力人口及び非労働力人口の推移



第2章 子どもを取り巻く町の状況

(2) 世帯の状況

世帯数及び平均世帯人員

平成15年度の本町の世帯総数は5,331世帯で、平成12年度の世帯数に比べ921世帯(20.9%)の増加となっております。また世帯人員については平成15年度で2.37人となっており、年々減少し平成12年度より0.53人減少しています。

また、本町ではひとり親世帯は平成12年度において、120世帯となっており、全体の2.7%となっています。

表. 世帯数と世帯人員		単位: 人	
	人 口	世帯数	世帯人員
昭和60年度	14,127	3,868	3.65
平成2年度	13,265	3,934	3.37
平成7年度	12,881	4,106	3.14
平成12年度	12,809	4,410	2.90
平成15年度	12,648	5,331	2.37

平成15年度は10月1日現在 住民基本台帳

表. ひとり親世帯数

18歳未満の子ども いるひとり親世帯	平成7年度	平成12年度
	83世帯	120世帯

国勢調査による

第2章 子どもを取り巻く町の状況

(3) その他の状況

障害児に対する手当の受給者数

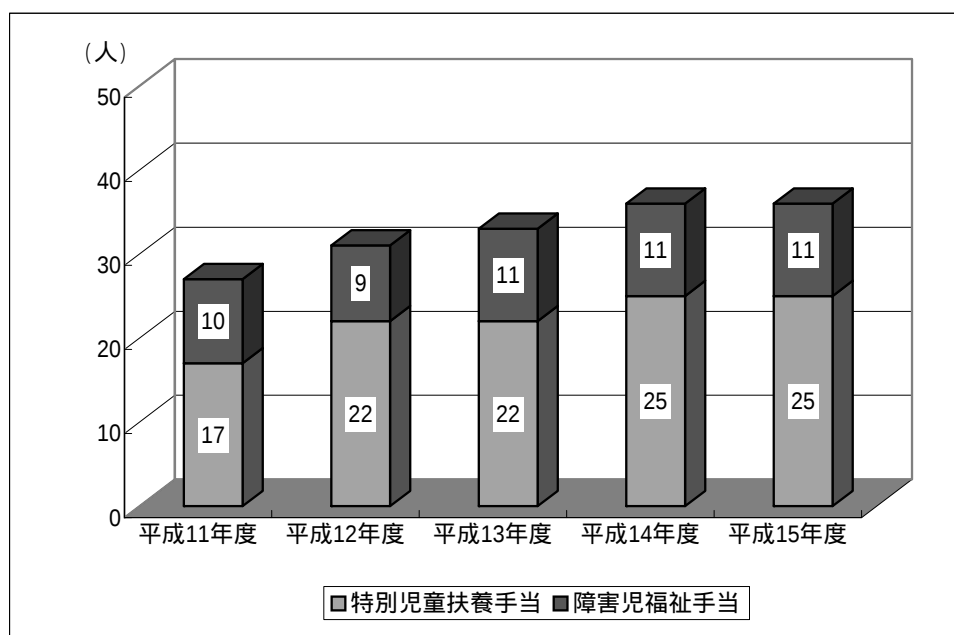
平成15年度における障害児に対する手当の受給者数は「特別児童扶養手当」が25人、「障害児福祉手当」が11人となっています。また、平成11年度以降では「特別児童扶養手当」は増加傾向に、「障害児福祉手当」はほぼ横ばいとなっています。

表. 障害児に対する手当の受給者数 単位:人

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
平成11年度	17	10
平成12年度	22	9
平成13年度	22	11
平成14年度	25	11
平成15年度	25	11

資料:保健福祉課

図. 障害児に対する手当の受給者数の推移



産業における就業状況

本町では、一次産業は年々減少しており、二次、三次産業が増加しています。

一次産業は、農業を営む人が多く、「15歳～64歳」の男性が502人、女性539人です。

二次産業は、9人以下の小規模事業所が多く、建設業が29件、製造業が11件となっています。

三次産業は、自衛隊及び地方公務員等が1,937人おり、自衛官は54歳で退官となり、その後二次・三次産業で働く人も多い状況です。卸売・小売・飲食業が243件で、特に飲食業は119件348人となっています。また、9人以下のサービス業は115件で、全体の86.5%を占めています。

第2章 子どもを取り巻く町の状況

表．年次別産業人口推移

資料：平成12年10月1日 国勢調査

区分	一次産業		二次産業		三次産業		合 計
昭和40年度	3,844人	46.7%	413人	5.0%	3,969人	48.3%	8,226人
昭和60年度	2,174人	29.2%	938人	12.6%	4,326人	58.2%	7,438人
平成12年度	1,475人	21.0%	987人	14.0%	4,567人	65.0%	7,029人

平成12年度 国勢調査	農 業	1,430人	建設業	607人	公 務 員	1,937人
	林 業	45人	製造業	377人	サービス業	1,302人
年齢別農業従事者			鉱 業	3人	卸売・小売・飲食業	1,041人
区 分	男性	女性			運輸・通信	181人
	15～64歳	502人			金融・保険	83人
65歳以上	173人	151人			電気・ガス・水道	14人
					不 動 産	9人

表．民間事業所における従事者規模別数と従事者

事業分類	総 数		1～4人		5～9人		10～19人		20～29人		30人以上	
	事業 所数	従業 者数	事業 所数	従業 者数	事業 所数	従業 者数	事業 所数	従業 者数	事業 所数	従業 者数	事業 所数	従業 者数
総数	488	3,054	335	680	84	549	40	547	17	401	12	877
	100%	100%	68.6%	22.3%	17.2%	18.0%	8.2%	17.9%	3.5%	13.1%	2.5%	28.7%
建設業	45	553	13	25	16	111	6	78	8	182	2	157
製造業	18	408	6	13	5	35	2	37	1	25	4	298
サービス業	133	821	93	182	22	147	11	147	5	126	2	219
卸売・小売・飲食業	243	1,033	190	419	35	213	12	155	2	43	4	203
運輸・通信	9	85	4	8	-	-	4	52	1	25	-	-
金融・保険	8	47	5	8	1	9	2	30	-	-	-	-
不動産	24	25	24	25	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：事業所・統計調査（平成11年7月1日）

第2章 子どもを取り巻く町の状況

児童虐待相談件数の状況

本町における平成15年度の児童虐待に関する相談件数は11件と急増していますが、現在のところ深刻な虐待に至っておりません。

また、全国や北海道では児童虐待相談件数が平成11年度から急増していることから、児童虐待の未然予防、早期発見、早期対応を図るため、啓発活動等を促進するとともに、主任児童委員や保育士等の関係者に対する研修の実施や地域における関係機関・関係団体によるネットワークの構築などにより連携の強化に努めています。

本町においては、現在自治体独自の児童虐待防止対策事業は実施されておりません。しかし、こうした動きと連携を密にし、町としての「児童虐待防止対策ネットワーク」を立ち上げることが急がれます。

表. 児童虐待相談件数

単位: 件

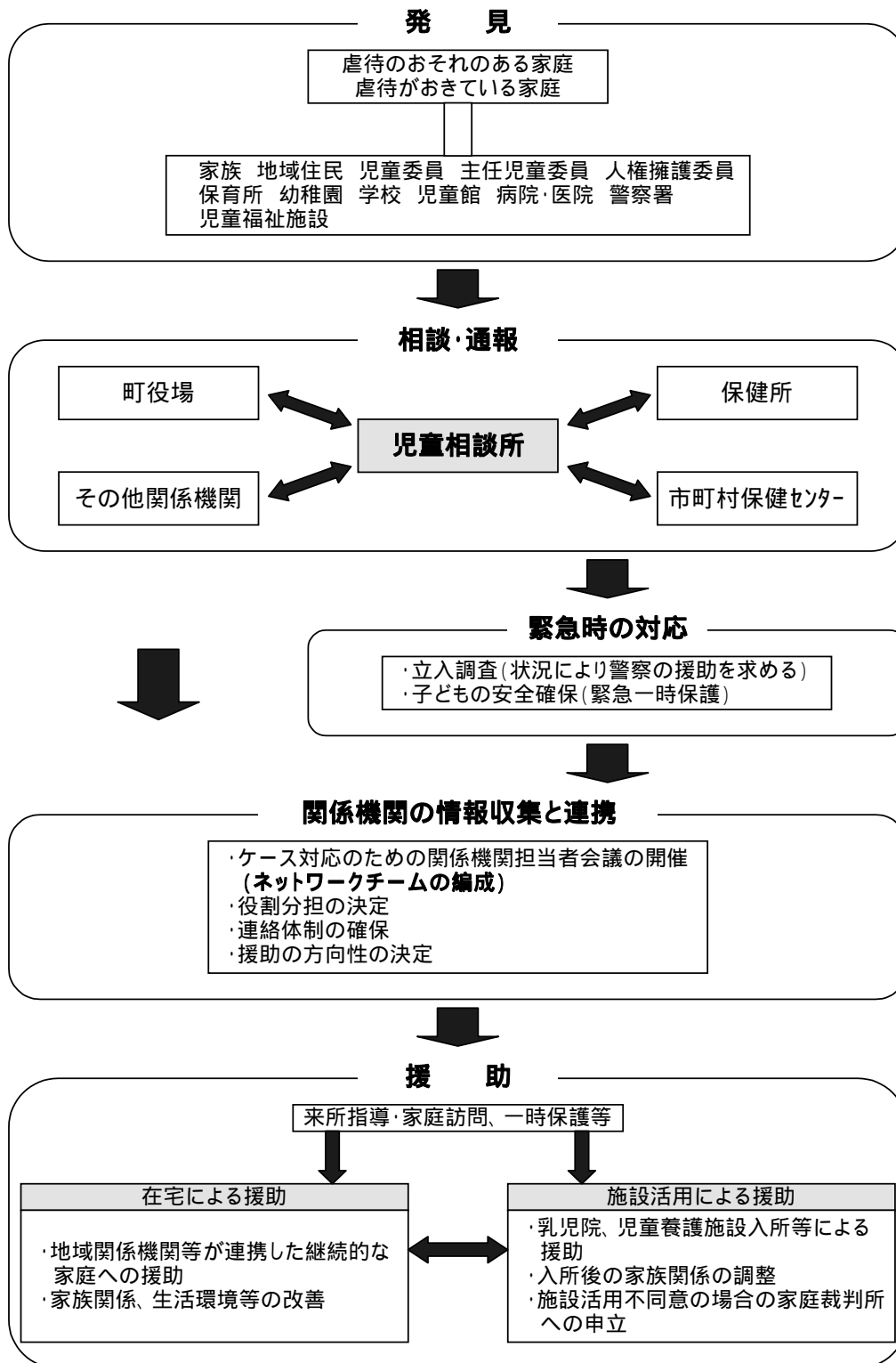
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
上富良野町	3	2	1	4	11
北海道	274	638	895	711	619
全国	11,631	17,725	23,274	23,738	26,573 *

* 平成15年度 全国値は速報値

資料: 児童相談所
保健福祉課

第2章 子どもを取り巻く町の状況

「児童虐待防止対策ネットワーク」のイメージ図



資料: 子どもの虐待対応マニュアル改訂版
(北海道中央児童相談所)

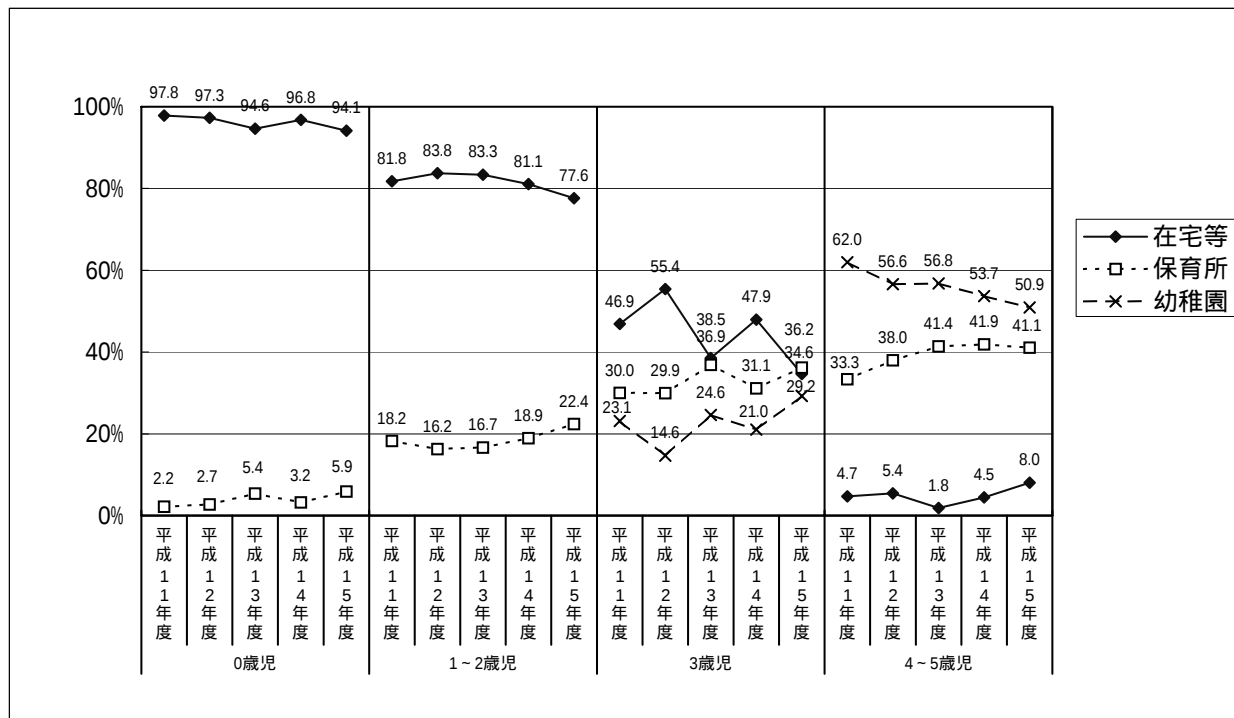
3. 就学前児童の居場所

平成15年5月1日現在における就学前児童数は749人です。

そのうち、児童の居場所として「保育所」は205人(27.4%)、「幼稚園」は152人(20.3%)となっており、在宅等は392人(52.3%)です。

各年齢層別に居場所を平成11年度から平成15年度までの変化を見ると、すべての年齢層で「保育所」にいる割合が増加しています。また、「4～5歳児」では「幼稚園」にいる割合に減少傾向が見られます。しかし、平成15年度においても「4～5歳児」の居場所では50.9%と、半数を超える児童が「幼稚園」にいる現状となっています。

図．就学前児童の居場所



各年度5月1日現在

資料:保健福祉課

4.地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の2第6項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童）に対し、授業の終了後に町内の東児童館及び西児童館の2箇所の施設を利用して各定員15名の範囲で適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図っています。

表. 放課後児童健全育成の状況

単位: 人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
平成12年度	658	441	37	136	226	6	1,504
平成13年度	736	250	231	3	3	169	1,392
平成14年度	1,085	721	178	6	1	56	2,047
平成15年度	1,104	974	181	0	0	20	2,279

資料: 保健福祉課

平成15年度における放課後児童健全育成の状況をみると、平成15年度で2,279人と平成12年度以降増加傾向となっています。

幼稚園における子育て支援事業

高田幼稚園においては、就労している家庭への子育て支援事業として、平日の14:30～17:30まで、夏休み・冬休み・春休み（日曜は除く）の7:30～17:30まで預かり保育を実施しています。

また、本町では幼児教育の推進を図るため「幼稚園就園奨励費補助」を実施しています。

幼稚園における子育て支援（地域開放）推進事業

高田幼稚園においては、地域の子育て中の家庭を対象に幼稚園施設を開放して、以下の4事業を地域開放推進事業として行っています。

- ・高田幼稚園子育て支援「キッズ・ママ親子教室」
- ・すこやか子育てセミナー（家庭教育学級）開催
- ・キッズランド（年3回開催）
- ・お店屋さんごっこ遊び

第2章 子どもを取り巻く町の状況

上富良野町子育て支援センター

本町では、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、平成16年4月1日から「上富良野町子育て支援センターにここ」を中央保育所内に開設しました。このセンターは、親子のふれあいの場や仲間作りの場として、また、子育てに関する各種相談の場として利用されています。また、育児サークル等への支援、子育て支援に関する総合的な窓口など地域の子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の保護者や児童等に対する各種支援を行なっています。

- ・よちよちサロンの開催 毎週水曜日午前・午後 対象0～1歳の親子
- ・あそびのひろばの開催 毎週火・木曜日午前 対象2歳～就学前の親子
- ・電話相談の実施 月曜日～金曜日
- ・子育て講座の開催 年2回
- ・育児サークルへの支援 随時（サークルへのあそびの紹介、育児相談、託児など）

（2）保育サービスの充実

通常保育事業

ア．保育所

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において、乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

表．保育所の概要

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立	施設数	2	2	2	2	2
	定員数	135	135	135	135	135
	児童数	145	133	147	139	140
	稼働率(%)	107.4	98.5	108.9	103.0	103.7
私立	施設数	1	1	1	1	1
	定員数	60	60	60	60	60
	児童数	68	68	70	71	68
	稼働率(%)	113.3	113.3	116.7	118.3	113.3
合計	施設数	3	3	3	3	3
	定員数	195	195	195	195	195
	児童数	213	201	217	210	208
	稼働率(%)	109.2	103.1	111.3	107.7	106.7
保育士数		28	27	29	28	28

各年度3月1日現在

資料：保健福祉課

平成15年3月1日現在、町内の入所児童数は公立2園で140人（うち1園は平成16年4月から学校法人へ委託）、私立1園で68人、合計208人という状況で、稼働率は合計で106.7%となっています。また、平成11年度から平成15年度にかけて児童数、稼働率ともに横ばい傾向にありますが、平成16年8月現在の稼働率は118%と急増しており、保育所の需要が増加しています。

町内にある施設、および定員

施設名	定員	概 要
中央保育所	90	・保護者のいずれもが労働に従事していたり、疾病にかかっているなどのために、家庭において十分な保育ができない児童を、保護者に代わり保育することを目的とした児童福祉施設
西保育所	45	
わかば愛育園	60	
東中へき地保育所	50	・東中地区に設置された、公立へき地保育所（無認可保育所）

第2章 子どもを取り巻く町の状況

イ．幼稚園

幼稚園は、小学校、中学校、高校、大学等と同じく、学校教育法に基づく学校で、文部科学省が所管しています。幼稚園では「適切な教育環境の中で、その心身の発達を助長する事」を目的としています。

表．幼稚園数及び園児・教職員

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
園数	1	1	1	1	1
定員数	240	240	240	240	240
学級数	8	8	8	8	8
園児数	221	190	185	157	152
稼働率	92.1%	79.2%	77.1%	65.4%	63.3%
教職員数	10	10	10	10	10

各年度5月1日現在

資料：教育振興課

平成15年5月1日現在、町内の入園児童数は、私立1園で152人という状況で、稼働率は63.3%となっています。また、平成11年度から平成15年度にかけて児童数、稼働率ともに減少傾向にあります。

特別保育事業

ア．乳幼児保育

a．乳児保育

乳児の受け入れを促進し、途中入所にも対応できるように、年度の始めから保育士を確保して、保育所（3園）において実施しています。近年、低年齢児の保育希望が増加し、特に「0～1歳」の低年齢児の入所が増加しています。

表．乳児保育の利用状況

単位：人

年 度	乳児数
平成11年度	64（うち0～1歳29）
平成12年度	51（うち0～1歳23）
平成13年度	58（うち0～1歳34）
平成14年度	70（うち0～1歳35）
平成15年度	71（うち0～1歳34）

各年度3月1日現在

資料：保健福祉課

第2章 子どもを取り巻く町の状況

ｂ．幼稚園における2歳児保育

幼稚園では現在、2歳児の受け入れはしていません。ただし、平成16年6月に構造改革特別区域計画認定を受けて、年度中に3歳になる2歳児において、平成17年4月1日より幼稚園（1園）で受け入れ可能となります。

イ．障害児療育の状況

ａ．障害児保育

心身に障害を持つ集団保育が可能な児童を受入れ、社会性と心身の発達を身につけさせるため、保育所（2園）で、健常児とともに集団保育を行っています。

表．障害児保育利用状況

単位：人

年 度	利用児童数
平成11年度	5
平成12年度	6
平成13年度	7
平成14年度	6
平成15年度	6

資料：保健福祉課

ｂ．母子通園センター

母子通園センターは、心身の障害やことば・運動・情緒・生活習慣等に発達の遅れのある児童を対象として、専門家による早期の適切な療育指導によりその障害を軽減する目的で、泉栄防災センター内で運営しています。

表．母子通園センター利用状況

年 度	年間利用 実人数	年間延べ 利用人数	0～1 歳	1～2 歳	2～3 歳	3～4 歳	4～5 歳	5～6 歳	学童
平成11年度	22	1,662	2	2	6	4	3	2	3
平成12年度	29	1,836	2	3	4	10	4	3	3
平成13年度	27	2,482	1	2	10	4	4	3	3
平成14年度	27	1,890		4	5	9	3	3	3
平成15年度	42	2,049	3	8	11	7	6	2	5

各年度3月1日現在

資料：保健福祉課

第2章 子どもを取り巻く町の状況

c. ことばの教室

ことばの教室は、ことばに発達の遅れのある児童を対象として、専門家による早期の適切療育指導によりその障害を軽減する目的で上富良野小学校内において運営しています。

表. ことばの教室（乳幼児）利用状況

年 度	年間利用 実人数	年間延べ 利用人数	0～1 歳	1～2 歳	2～3 歳	3～4 歳	4～5 歳	5～6 歳
平成 11 年度	19	325			1	3	2	13
平成 12 年度	20	335			2	1	4	13
平成 13 年度	19	206				3	1	15
平成 14 年度	11	302					4	7
平成 15 年度	11	221				2		9

各年度 3 月 1 日現在

資料:保健福祉課

ウ. 延長保育（長時間保育）

町内の公立 2 ヶ所、私立 1 ヶ所の保育所の通常保育時間は午前 8 時から午後 4 時までですが、すべての保育所において、午前 7 時半から午前 8 時までの「前 30 分」と、午後 4 時から午後 5 時半までの「後 1 時間 30 分」の延長保育を行っています。

また、平成 16 年 5 月 1 日より、1 園において午後 5 時半から午後 6 時までの 30 分間の延長保育を試行的に実施しています。

エ. 一時保育

本町では一時保育は実施していません。

しかし、産前産後の入院時等で、ある程度事前である場合は柔軟に保育支援を行っています。

第2章 子どもを取り巻く町の状況

オ．預かり保育

幼稚園において、就園児を一時的に預かる制度で、7:30～17:30の間、一日利用料 300 円で実施しています。

本町の平成 15 年度における預かり保育の利用状況は、園児数 680 人、延べ人数 1,993 人となっており、また、夏・冬・春休み対応の休日保育（日曜日を除く）の利用状況は、園児数 35 人、延べ人数 228 人となっています。

また、平成 11 年度以降の利用状況については、平成 14 年度において、預かり保育の園児数 736 人、延べ人数 2,095 人、夏・冬・春休み対応の休日保育の園児数 42 人と最も多くなっていますが、夏・冬・春休み対応休日保育の延べ人数については平成 11 年度が 313 人と最も多くなっています。

表．幼稚園の預かり保育、休日保育の状況

	預かり保育		休日保育(夏・冬・春休み対応) (日曜日を除く)	
	園児数	延べ人数	園児数	延べ人数
平成11年度	683	1,820	40	313
平成12年度	579	1,554	31	281
平成13年度	576	1,759	29	188
平成14年度	736	2,095	42	262
平成15年度	680	1,993	35	228

資料:教育振興課

カ．休日保育

本町においては、幼稚園で夏・冬・春休み対応の休日保育を実施していますが、保育所では休日保育は実施していません。

保育所地域活動事業

地域の人間関係の希薄化が進む中、子育てに悩みや不安を抱える親が増え孤立化してきています。このため、町内の各保育所では、親同士が会える「場」、友だちづくりができる「場」、気軽に集えて子育てに関する情報が得られる「場」を提供することを目的として、保育所の施設を開放して地域の子育て中の家庭への支援を実施しています。

- ・中央保育所 「初めての妊婦さんいらっしゃーい」
- ・西保育所 「いっしょにあそびませんか」
- ・東中へき地保育所 「ひがしなかほいくしょにあそびにきませんか」
- ・わかば愛育園 「のびのびクラブ」

第2章 子どもを取り巻く町の状況

ファミリーサポート事業

ファミリーサポート事業とは、子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となり、町民の相互援助活動をお手伝いする事業で、社会福祉協議会やNPO法人等が有償で実施するものです。援助の内容は次のとおりです。

- ・ 保育施設等（保育所・幼稚園・小学校・児童館など）の開始前まで、及び終了後の子どもを預かる。
- ・ 保育施設等まで子どもの送迎を行う。
- ・ 子どもが軽度の病気のため保育施設等に預けることができないとき、あるいは保育施設等の休業日に子どもを預かる。
- ・ その他、一時的に子育て援助が必要なときに子どもを預かる。

現在、本町にはファミリーサポートセンターはありません。

（3）育児サークル活動

母親学級と同窓生や同じ年代の子どもを持つ仲間が集まり、自主的な育児サークル活動を展開しています。この育児サークル活動は、子どもの遊びの場や親の交流の場と子育てに関する情報交換の場となっています。また、保健師、栄養士、保育士等を招いた学習会を開催するなど、子育てに関する学びの場となっています。

現在、以下の11の育児サークルが活動しています。

1. FLOWER SMILE	2. にこにこクラブ	3. アニマルキッズ
4. KIDS. ママ	5. スマイル	6. どさん子ベビー
7. ドレミ	8. どんこキッズ	9. ベびっちゃんくらぶ ケセラ・セラ
10. わんぱくクラブ	11. ドラえもんズ	

5.母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

子どもや母親の健やかな成長を支えるための「乳幼児健診の充実」「妊産婦の保健医療の充実・相談支援」「育児不安を軽減する相談事業の推進・母親の心身の状態(うつ状態、虐待傾向)・父親の心身の状態・子育ての相談」「家庭での事故防止の普及」「口腔健診の充実」等を実施しています。

また、こうした各種健診体制を整えることにより、出生率の低下と核家族化の進行に伴う育児環境の変化による育児不安の増大や虐待等、母と子を取り巻く問題の解消を図るため、妊娠期から始まり、出産、乳幼児期を経て継続した育児支援、健康や育児不安の解消を図っています。

(2) 食育の推進

「地域における食に関する学習の機会の充実」のために、発達段階に応じた食に関する学習や地域食材を使った食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進を図っています。

(3) 思春期保健対策の充実

思春期における保健対策については、保健・医療・教育・福祉などの関係機関が相互に学習の場を提供したり、情報や意見交換を実施する思春期対策など「子どもを生み育てる性の安定」のための体制づくりが必要なため、学校保健と地域との連携による思春期保健対策の充実を図っています。

(4) 小児医療の充実

小児医療については、休日や夜間における小児救急患者への適切な対応が求められていることから、町内での対応が困難な分野や今後の小児医療の動向を見据えた小児救急医療体制の整備を図るため、圏域の小児科医等の専門医療機関との連携を図っています。

第2章 子どもを取り巻く町の状況

(5) 乳幼児健康診査

平成15年度における乳幼児健康診査の受診状況は、4ヶ月乳児健診の受診率が98.6%で最も高くなっており、それ以外でも毎年9割を超える受診率となっています。

表. 乳幼児健康診査の受診状況

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
4か月乳児健診	受診対象者数	137	162	128	142	139
	受診者数	130	159	122	138	137
	受診率	94.9%	98.1%	95.3%	97.2%	98.6%
7か月乳児相談	受診対象者数	139	164	125	140	121
	受診者数	131	155	116	135	118
	受診率	94.2%	94.5%	92.8%	96.4%	97.5%
10か月乳児相談	受診対象者数	143	151	143	130	119
	受診者数	138	150	134	120	115
	受診率	96.5%	99.3%	93.7%	92.3%	96.6%
18ヶ月乳児健診	受診対象者数	149	133	154	131	135
	受診者数	141	129	147	120	126
	受診率	94.6%	97.0%	95.5%	91.6%	93.3%
3歳児健診	受診対象者数	164	135	133	129	129
	受診者数	151	124	130	120	119
	受診率	92.1%	91.9%	97.7%	93.0%	92.2%

資料: 保健福祉課

健診の結果を見ると、子ども達の発達や発育に様々な課題が見えてきています。

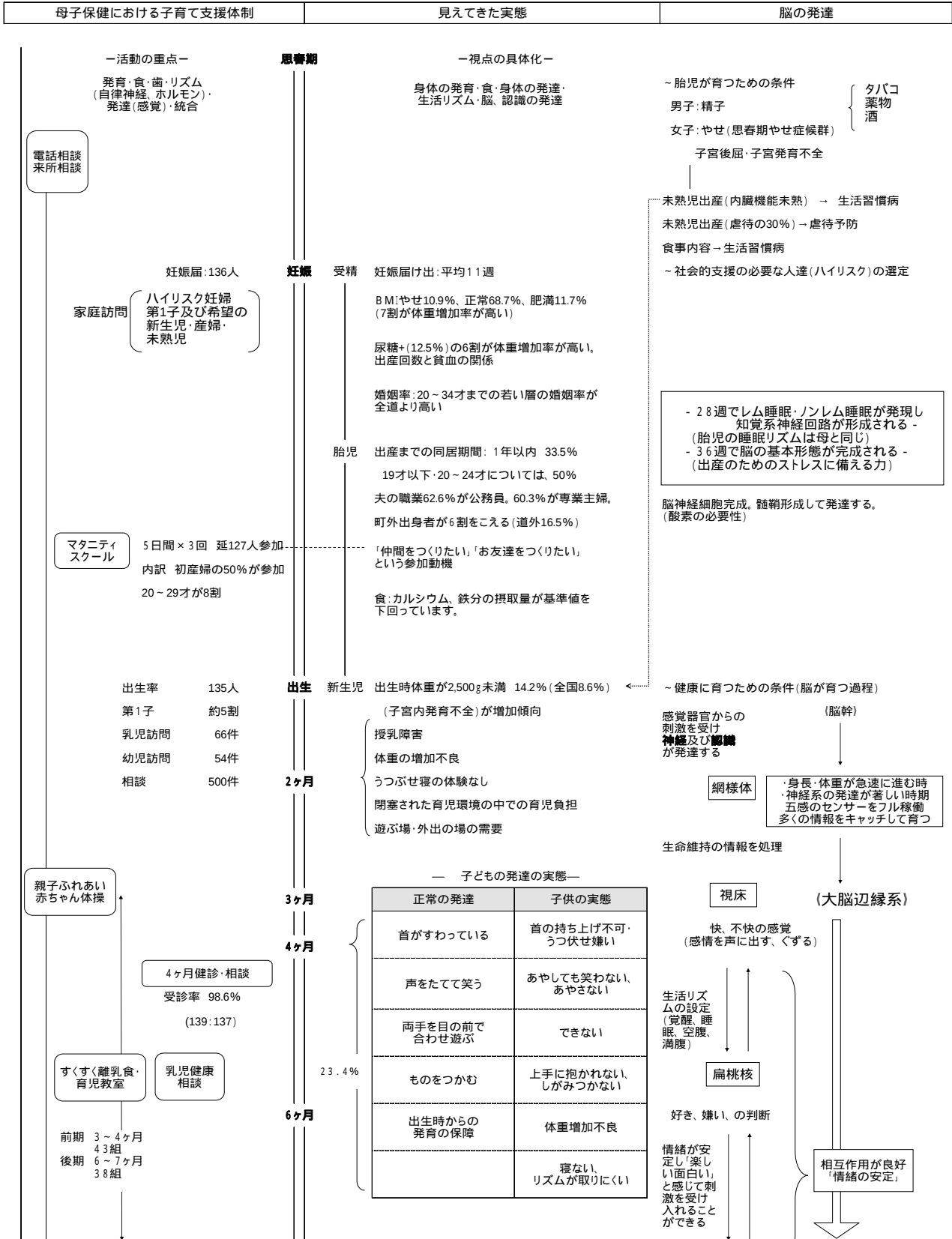
その実態については次ページの表のとおりです。

第2章 子どもを取り巻く町の状況

(6) 母子保健体系

平成15年度 上富良野町母子保健体系

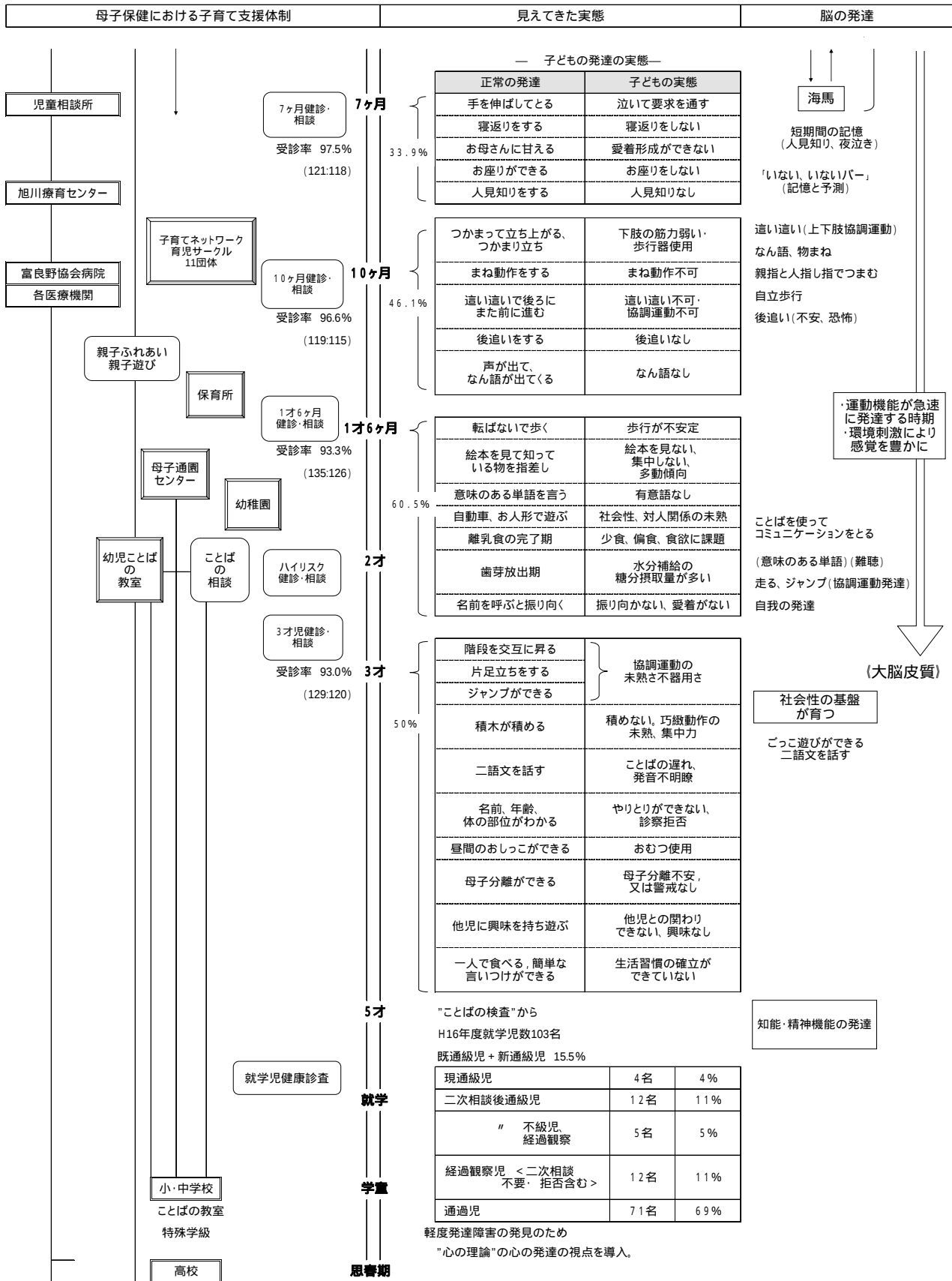
資料: 保健福祉課



第2章 子どもを取り巻く町の状況

平成15年度 上富良野町母子保健体系

資料：保健福祉課



6.子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

中学校による職業学習

情報化社会では職業に関しても、大量の情報が流れています。しかし、中学生の段階では職業・勤労に対する理解は不足しており、職業観・勤労観は未熟で安易な考え方を持ちやすいのが現状です。そこで、身近な職業を始め、様々な職業について学び、また、体験学習を行うことにより、働く目的や意義そして生きがいなどを学ぶことにより、自己と社会との関わりを考え、勤労による充実した生き方を追究できるよう職業学習を実施しています。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもを核とした多世代交流によって、地域コミュニティの力を活かした「子育て（子どもの生きる力の育成）機能」の再整備を進めることも重要です。

このような多世代交流によって、子どもの成長に必要な様々な人々との触れ合いや体験を増やすことが可能となり、豊かでたくましい子どもを育むことが可能になります。

そのために本町では、以下の7つの事業を学校の教育環境等の整備をとおり、子どもの「子育て（子どもの生きる力の育成）」を図っています。

すこやか子どもセミナーの実施

土曜日などに子どもの指導にあたっただけの人材を募り、小学校など地域の施設を活用して様々な分野の体験や学習を行うことによって、子どもたちと地域の人たちとのふれあいや学習の場をつくり出す「すこやか子どもセミナー」を実施しています。また、年に数回程度はそれぞれの分野での専門家やプロの方を講師にした学習会なども実施しています。

全町子どもサミットの開催

児童の健全育成を図ることを目的とし、各学校で取り組んでいる内容や、町づくりに関するテーマを小中高生が一同に会して話し合う「子どもサミット」を実施しています。

PTA 活動の推進

保護者と教師の親睦と地域社会との連携を深めながら教育環境の整備に努め、学習活動、実践活動を通して会員の資質を高めながら生徒の健全育成を図っています。

江幌小学校特認校制度

自然の中の小規模小学校での学校区を越えた受け入れ特認校制度により、個性的な教育環境を提供しています。

第2章 子どもを取り巻く町の状況

「青少年健全育成をすすめる会」による支援

「青少年健全育成をすすめる会」では子どもたちに様々な体験をしてもらうために民間の力を生かしたプログラムを展開したり、各種団体の活動を活性化させる「育成活動」や青少年に悪影響を与える情報等を未然に防ぐ「環境浄化活動」を展開するとともに、各種団体・機関の活動が重複しないよう、合同で行事を開催する際にスムーズな運営ができるように連絡を密にして調整を行っています。

学校開放事業

体育館や特別教室の有効利用など、地域の資源である学校を地域住民の自主的な学習活動に有効活用できるように施設としての学校を開放するとともに、地域の課題に地域住民の手で取り組めるコミュニティづくりの場の整備にも寄与するという観点から「学校開放事業」を推進しています。

学校整備事業

人づくりの基盤となる小中学校の整備として、校舎、体育館、講堂、プール等の整備はもちろんのこと、近年では情報化のためのコンピュータ導入等の整備を進めています。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの家庭やそれを取り巻く地域が、子どもの心身の健やかな成長に多大な影響を与えることは否めません。

本町では以下の4つの事業を実施し、家庭や地域の教育力の向上を図り、子どもの心身の健やかな成長を支援しています。

子育てサポーターの育成

男性も女性も仕事と子育てを両立させつつ豊かな家庭生活を築くことができるよう、多様な保育サービスの充実に努める必要があります。その一環として、地域において子育てを支援する「子育てサポーター」の育成及び組織化を推進し、子育て支援体制の整備に努めています。

子ども会活動、交流事業

地域の子ども会や子ども会育成協議会活動により、各種の体験・交流事業を通して、子どもの健全育成を図っています。

国内外交流推進事業

町内に在住する個人や、町内の団体に対し、「友好都市やその他国内外諸都市との交流」「国内外における研修、調査、情報収集」「研修会、講演会等の開催」等、国内外の交流を推進する場合に予算の範囲内で補助を行う「国内外交流推進事業」を推進しています。

スポーツ少年団活動

各種スポーツ少年団活動を通して、スポーツ振興と子どもの健全育成を推進しています。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの心身の健やかな成長に多大な影響を与える各種メディアやインターネット等から有害情報が氾濫し、また酒類やたばこを容易に入手できるような環境のなか、子どもの家庭やそれを取り巻く地域は、これらの有害な環境から子どもたちを守るための有害環境対策の推進が必要です。

「青少年健全育成をすすめる会」による巡視活動

酒類やたばこの自動販売機等を始め、青少年を取り巻く環境にはさまざまな誘惑が待ち受けています。これらの誘惑に惑わされることがないように、惑わされそうになったときに事前にそれをとどめることができるよう、「青少年健全育成をすすめる会」による巡視活動を行っています。

7.子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

子育てにおいて、その生活の中心となる住宅は重要なポイントとなります。

本町では町営住宅における子育てに配慮した住宅の整備を行うなど、子育て世帯がゆとりある住宅に住むことができるように努めています。

(2) 良好な居住環境の確保

住まいは健康と不可分の関係にあり、近年ではシックハウス症候群やアレルギー等の問題がでており、安心して住むことが出来る良好な居住環境が望まれています。

本町では公共施設等におけるシックハウス対策への取り組みなど、子育て世帯が安心して暮すことの出来る環境の確保に努めています。

(3) 安全な道路交通環境の整備

学校への行き帰りも含め、交通事故から子どもたちを守ることは当然のことと言えます。

本町では小中学校の通学路の早期除雪を行うなど、冬季における登下校の安全を確保するとともに、危険な道路等に歩道やガードレールを設置するなど、安全な道路交通環境の確保に努めています。

(4) 安心して外出できる環境の整備

関係各機関の連携及び協力の下に、安全に配慮した道路、公園等の整備の普及、その他の安全なまちづくりに関する取り組みを推進し、公共施設におけるトイレ等の整備など、安心して子どもを育てることができるよう、優しい環境づくりを推進しています。

(5) 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪を起こさない、犯罪にあわないようなまちづくりを進めるため、犯罪防止も視野にいた幅広い安全・安心まちづくりを「青少年健全育成をすすめる会」の活動を中心に推進しています。

地域のおじさんおばさん事業の実施

地域住民の協力により「地域のおじさん・おばさん」として登録していただき、子どもの相談・声かけなど、健全育成を地域で支える体制を推進しています。

通学路や公園等の防犯灯の設置

子どもが犯罪にあわないようなまちづくりを推進するため、通学路や公園等に防犯灯の整備を進めています。

8.子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

日常の移動手段の多くを車両に頼る生活の中、モラルの低下など交通環境は厳しいものになってきています。そのため、交通安全施設や道路の整備、効果的な交通規制等はもちろんのこと、交通安全教育など、子どもの交通安全を確保するための活動を推進しています。

交通安全協会による児童の登校、下校時の安全確保

児童の登下校の安全を確保するために、交通安全協会による安全確保を行っています。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもはその社会的立場から、各種犯罪の被害者となりうる危険性が非常に高いということが言えます。子どもたちを犯罪の被害から守るための活動として、以下のような活動が行われています。

防犯協会による防犯活動

青少年の緊急避難場所の確保のための支援・周知、青少年の防犯に関する各種情報等の啓蒙普及、年4回の広報巡視活動などが防犯協会によって行われています。

「青少年健全育成をすすめる会」による支援

地域社会において子どもを犯罪から守るため、「青少年健全育成をすすめる会」によって、巡視活動が行われています。

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

被害を受けた子どもに対し、その治療や精神的負担の軽減はもちろんのこと、専門家や民間協力者による適切な助言、関係機関等が連携して行う相談、訪問活動、環境調整などの支援を行い、被害にあった子どもの保護に努めています。

9. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

保健福祉課を中心として、町内の各保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、児童館、主任児童委員、学校、教育委員会、児童相談所、保健所、警察など各関係機関との連携を図りながら「児童虐待防止ネットワーク」組織を平成16年度中に構築し、児童虐待の発生予防から再発防止まで取り組む総合的な体制整備を図っていきます。

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

母子・父子家庭などのひとり親家庭は、子どもの養育や経済的問題、家事問題等を抱え、支援を必要とする状況にあります。ひとり親家庭の保護者と子どもの生活の安定を図るための経済的支援などを行うとともに、「自立の支援」に主眼をおいた相談、情報提供体制を展開しています。

上富良野町母子会への支援

離婚・死別など一人で子どもを育てている母親の自主的な集まりである母子会の活動を多方面から支援しています。

(3) 障害児施策

障害の発生を防ぐための母子保健事業の充実や、障害を早期発見するための各種健診事業の充実を図るとともに、早期療育体制の整備、療育関係者に対する講演会・研修会の実施など、関係者の資質の向上を図っています。また、障害児に対する適切な福祉サービスを提供するために障害児支援費制度の啓発・普及を図るとともに、障害の有無にかかわらず、地域で共に支えあう関係づくりを進めています。

母子通園センターの実施

本町では母子通園センターを設置し、障害や発達の不成熟な児童に対する療育相談、療育指導を行っています。

ことばの教室

ことばの問題を放置すると、年齢が上がるにしたがって、人間関係や日常生活、心の発達にも影響することがあります。本町ではことばや発達全般について相談を受け付け、1対1の援助によって、よりことばが伸びていけるよう支援を行っています。

巡回児童相談の実施

児童福祉司、心理判定員、上川保健福祉事務所から家庭児童相談員が相談に応じる巡回児童相談を実施しています。

10. 各種事業の実施状況

(1) 児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として、町内で東児童館及び西児童館の計2箇所を実施しています。

子どもたちに健全な遊び場を提供し、仲間づくりや遊びの指導、各種教室、催し物などを行っています。

また、児童館を午前中開放し、親子の集いの場を提供しています。

表. 児童館の利用状況				単位:人
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
小学生	21,390	21,713	20,745	21,431
就学前児童	4,359	3,356	3,420	3,812
保護者	4,584	3,956	5,008	5,753
合 計	30,333	29,025	29,173	30,996
全館1日平均利用者数 放課後児童を含む	104.2	99.7	99.2	104.7

資料:保健福祉課

平成15年度における児童館の利用状況をみると、利用総数は30,996人で、小学生が21,431人と最も多く利用しています。また、全館1日平均利用者は104.7人で、年間利用者数は3万人前後となっています。

(2) 家庭児童相談

本町では、家庭児童相談員を専任で置いていませんが、家庭児童相談は日々の業務の中において保健福祉課で行っています。

(3) 図書室

町立の図書室が1ヶ所あり、現在蔵書数は38,412冊、そのうち児童書は13,170冊です。また、児童館においても図書の貸出しを行っており、現在児童書約1,500冊の蔵書があります。

(4) 町の公園

本町の公園は総面積38.2haとなっています。また、公園数は「島津公園」や「日の出公園」を始めとして、都市計画公園が9ヶ所、その他の公園が27ヶ所となっています。

第2章 子どもを取り巻く町の状況

11. 子育て支援施策（平成16年度）

表．町の子育て支援施策

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課
1	子育て支援センター事業	育児サークル支援、子育て講演会開催、あそびの広場、よちよちサロン各週2回、電話相談週5日	未就学児	保健福祉課
2	障害児保育事業	加配保育士を配置した障害児保育	〃	〃
3	延長保育事業	17：30～18：00まで30分間の延長保育を1園で試行実施	〃	〃
4	低年齢児保育事業	0歳～1歳の低年齢児の入所	〃	〃
5	母子相談・指導事業	妊産婦相談、乳幼児相談、栄養相談、母親学級、各種保健指導	〃	〃
6	健診事業	妊婦健診、乳幼児各種健診、口腔健診、就学児健診	〃	〃
7	育児サークル活動支援事業	育児サークル（11団体）の活動支援	〃	〃
8	放課後児童対策事業	児童館を利用した放課後児童対策	低学年年齢児	〃
9	児童館運営事業	子どもの健全育成を目指したあそびの場の提供	〃	〃
10	保育所、幼稚園地域開放事業	保育所、幼稚園の施設を地域の子育て家庭に開放	未就学児	保健福祉課 教育委員会
11	母子通園センター事業	障害や発達の未熟な児童に対する療育相談、療育指導	未就学児 低学年年齢児	保健福祉課
12	中高生の乳幼児にふれあう機会の提供	中高校生が保育所に訪問して、乳幼児とふれあう機会の提供	中高校生	保健福祉課
13	私立幼稚園就園奨励事業	幼稚園就園者に対する助成	未就学児	教育委員会
14	私立幼稚園特別活動事業	預かり保育、休日保育（夏・冬・春休み期間）	〃	〃
15	幼稚園2歳児入園事業	構造改革特区認可を受け、年度中に3歳になる2歳児入園の実施	〃	〃
16	地域子ども教室事業	学校空き教室、公共施設を利用して、放課後児童の居場所を確保して、児童の健全育成を図る	学童	〃

第2章 子どもを取り巻く町の状況

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課
17	子どもサミット事業	各学校で取り組んでいる内容や町づくりに関するテーマを小中高生が一同に会して話し合い、子どもの自立心の向上と異世代年齢の交流を図る	小中高生	教育委員会
18	公民館図書室事業	青空読書会（読み聞かせ）、読書コンクール、移動図書など青少年が本に親しむ場を提供	幼児・小学生	〃
19	子ども映画会	子ども向けの映画を年 10 回程度上映して、子どもの健全育成を図る	幼児・小学生	〃
20	子ども会活動	地域の子ども会や子ども会育成協議会活動により、各種の体験・交流事業を通して子どもの健全育成を図る	小中学生	〃
21	スポーツ少年団活動	各種スポーツ少年団活動を通して、スポーツ振興と子どもの健全育成を図る	小学生	〃
22	子ども芸術劇場	幼児や小学生向けの人形劇や演劇、音楽コンサートなど芸術文化に触れる機会の提供	幼児・小中学生	〃
23	学校週 5 日制対応事業	博物館ラリー、カルタ教室、おもしろ広場など各種体験事業を通して、学校週 5 日制による子どもの健全育成を図る	小中学生	〃
24	地域のおじさん・おばさん事業	地域住民の協力により「地域のおじさん・おばさん」として登録し、子どもの相談・声かけなど、健全育成を地域で支える体制を推進する	小中高生	〃
25	江幌小学校特認校制度	自然の中の小規模小学校での学校区を越えた受け入れ特認校制度により、個性的な教育環境を提供	小学生	〃

第 3 章

上富良野町施策目標と展開

第3章.上富良野町施策目標と展開

1.子育て支援施策の推進のための基本目標

子育てに関わるすべての人々がその喜びを感じるためには、地域全体で子育てをあたため、かつ、積極的に見守っていくよう、みんなで意識していかなければなりません。

次代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくためにも、一人ひとりがそのことを意識し、応援していくことも重要です。

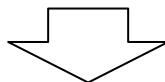
この計画では、基本理念を実現するために次の5つを基本目標とし、それらを5つの柱として総合的に推進していきます。

基本目標その1 親と子の学びと育ちを支援・応援するためのまちづくり

地域の関係団体が主体的に行う子育て支援の取り組みが一層広がるよう、子育て家庭の現状やニーズ、他地域での取り組み事例等を地域の関係者に伝えとともに、活動を積極的に進めるための支援を推進します。

さらに次代の担い手である地域の子どもたちが、豊かな人間性を培いながら、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるよう、親と子が共に学び、育ち合うための機会や場の整備を進めます。

親になるための学習環境の整備
子どもの豊かな心の育みの支援
子どもの育ちに応じた家庭環境への支援
子育て支援のための関係機関及び関係団体との連携の推進
子育て情報等の提供
中高生を対象にした乳幼児体験事業の推進
小学校を利用した子どもの遊び場の確保
子育てボランティアの育成
子育てボランティアの紹介、保育所、幼稚園等への紹介など人的なネットワークづくりの支援



上富良野町地域子育て支援センター
事業の実施

基本目標その2 子どもや親も誰もが健康で健やかに育つまちづくり

妊娠・出産や育児を通じて人間として成長しながら、親子が「豊かな人生」を送ることができることを目標において、子どもたちの育ちを直接的に支援する母親の育児力の形成を支えるとともに、地域の住民も一緒に子どもたちの育ちを考え、実践できるような活動を支援し、その環境をととのえます。

子どもや母親の健康の確保

- 乳幼児健診の充実
- 妊産婦の保健医療の充実
- 育児不安を軽減する相談事業の推進
- 家庭での事故防止の普及
- 口腔健診の普及

「食育」の推進

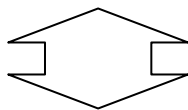
- ライフステージを通じた食の学習の充実

思春期保健対策の充実

- 次世代の母性を守る取り組みの充実（思春期やせ症候群の防止）
- 生活習慣に関する取り組みの充実（喫煙、飲酒、睡眠）

小児医療の充実

- 乳幼児健診時における小児科医の配置
- 小児科医療機関との情報共有、連携



「健やか親子かみふらの21」計画と
連動して施策を実施する

基本目標その3 子育てをしているすべての家庭を応援するまちづくり

家庭や学校、個人等に過度に子育ての負担がかかってしまうことが課題としてあげられ、その解決策のひとつとして子育ての社会化があります。

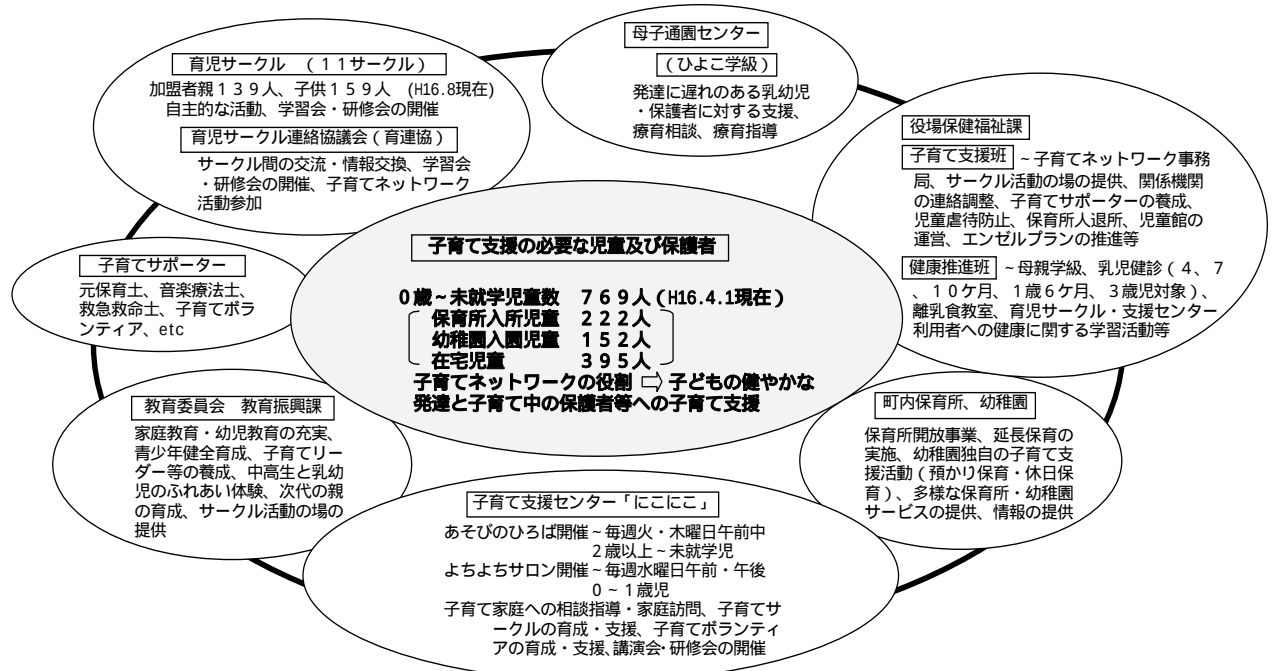
本町としては、保育所や子育て支援センター、児童館等の様々な施設や制度をもって、子育て負担の軽減を図っています。

また、地域住民間においては育児サークル等、子育てを行っている人同士がネットワークを持つことにより、子育てにおける孤立化防止等効果が期待されます。それらを連携的かつ総体的に利用していける体制を整えることも大切です。

地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりを推進するためには、今後の子育て・子育て支援を地域単位の住民相互協働的な取り組みとして中心的に捉えることが重要です。

地域における様々な子育て支援サービスの充実
要保護児童への対応などきめ細やかな取り組み
地域における子育て支援のネットワークづくり
自主的なボランティアの交流会、研修会の開催等への支援
子育てサポーター養成講座の開催
既存の地域社会資源（施設・人材）を活用した子育て支援体制の拡充
行政と育児サークルによる子育て情報誌の作成
町民協働による親子が集う場の開催（ふれあい親子サロン等つどいの場の開催）

上富良野子育てネットワークのイメージ図



基本目標その4 働きながら子どもを育てている人を応援するまちづくり

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実に努めます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに興味を持ち、家族全体で子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

放課後児童対策の充実

幼稚園教育の多様な受入れに向けたサービスの充実

仕事と子育ての両立の促進

男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

育児中の親の支援

保育所と幼稚園を一体化し、一環した幼児教育を実施する取り組み推進（幼保一元化に向けた検討）

民間事業者提案の育児事業の実施

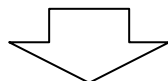
病後時保育を含む派遣型保育サービスの実施検討

心身障害児保育の機会拡充

就職活動者に向けた就労支援としての柔軟な保育受入れ体制の整備

父親の育児サークルづくり支援

父親が参画しやすい学校行事の実現



就労意志を活かせる地域保育環境の整備を進めます。

働き方に左右されることのない安定した子育て・子育て環境の確保を行います。

基本目標その5 子どもが安全に育つ安心したまちづくり

子どもを安心して生み育てることができるような安全なまちづくりを推進するため、警察や保育所、学校等の連携強化を始めとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

子どもの権利を守るための環境整備

子育てを支援する生活環境の整備

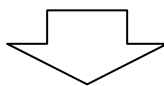
子ども等の安全確保

児童虐待予防の推進、相談窓口の設置、児童虐待防止ネットワークの設置

学校教育と地域の連携

子どもに対する町民の積極的にかかわりに向けた働きかけ推進

子どもが犯罪を起こさない、被害にあわないための行政、町民協働による「青少年健全育成」の推進



町民が日ごろから積極的に自然に子どもたちに関わろうとする地域環境を醸成し、大人による地域ぐるみの子どもを守り育てる環境の整備を進めます

2. 具体化のための重点課題

行動計画において、基本理念を実現するための5つの基本目標に共通した取り組みの方針として、「ネットワーク機能の充実による次世代育成支援のための基盤形成」を重点的に取り組んでいくことにより、基本目標をより実効性のあるものとします。

『重点課題』 ネットワーク機能の充実による次世代育成支援のための基盤形成

本町では現在、上富良野町子育てネットワークの構築を図るため、先駆けて平成16年度より「上富良野町子育て支援センター事業」を実施しています。

こうした動きを本計画において、さらに町全体に発展させ、「子育て」や「子育て」ひいては、親と子どもが育つ「共育ち」支援に取り組む町内の様々な人や組織・機関、それらの取り組みを有機的に結ぶネットワーク機能を充実させることで、町全体で次世代育成を支援・応援する基盤形成を図ります。

そのためには、個々の活動が充実し、今以上に連携していくことが重要であり、その結果、地域における子育て支援の活動が一層活性化し、多様な町民ニーズに応えていくことにもつながるものと考えます。

本計画を着実に遂行することで、一つひとつの個別の活動が連携し、ネットワーク形成されることでその活動が「線」となり、さらにそれぞれの地域が自主的にあるいはNPOや行政のバックアップのもと結びつき、情報交換をしたり、連携や協働したりすることで、町全体をカバーする「面」の活動へと広がっていくことが重要です。

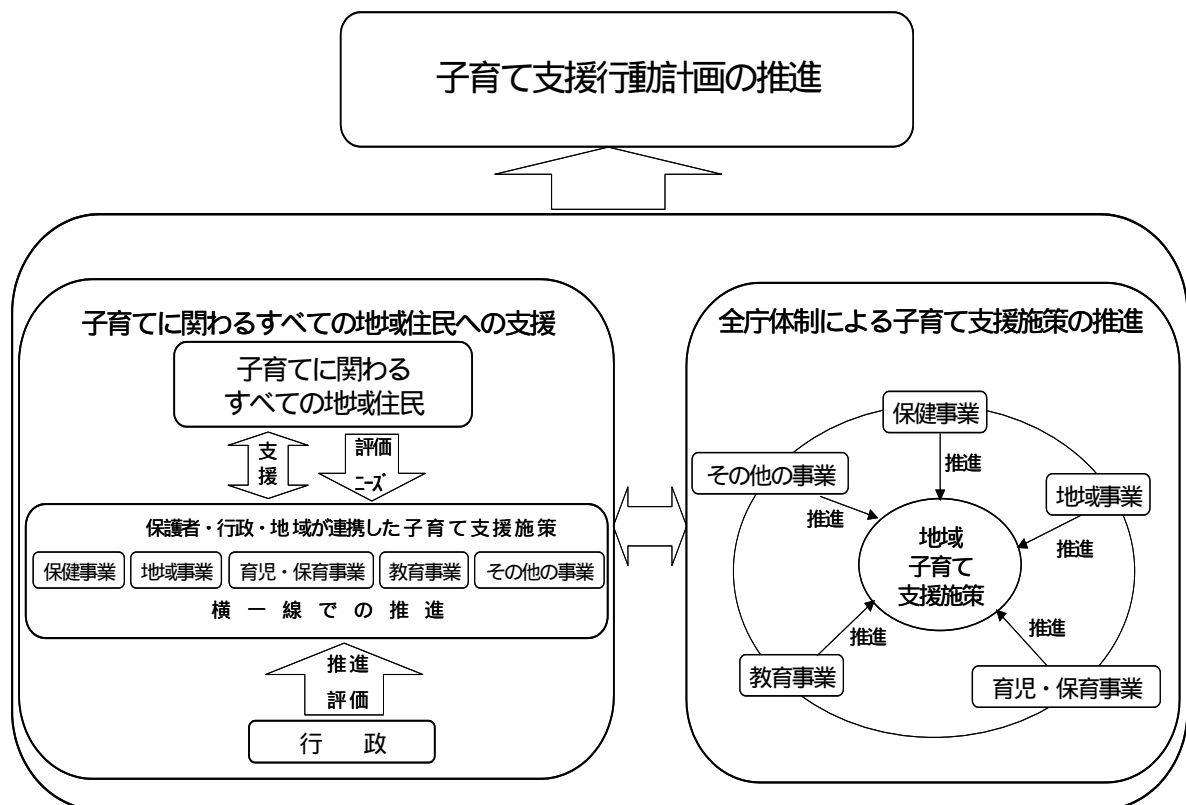
このように、子育てに関する様々な活動が結びつき、町全体できめ細やかな子育て支援が行われるようなまちづくりを目指します。

3. 子育て支援施策の推進体制

子育て支援施策は、保健、児童福祉、教育等多岐にわたる分野の取り組みであるので、行動計画策定の事務局である保健福祉課を中心に、教育委員会、児童館、保育所、幼稚園など、関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、全庁体制で事業を推進します。

また、今後も各分野で町民ニーズの把握に努め、子育て支援施策の見直しを行うとともに、子育て支援施策をとりまとめ、町民への周知等に活用します。

図．本町の子育て支援施策の推進イメージ



第 4 章

定量的目標事業量

第4章. 定量的目標事業量

1. 定量的目標事業量の基本的な考え方

次世代育成行動計画では、地域の子育て支援全般にわたる行動計画となりますが、このうち、国から定量的目標事業量の設定を指示されている14項目のサービスについて、市町村の行動計画で数値目標を定めることとなっています。このことから、本町の定量的目標事業量の基本的な考え方としては、ニーズ調査の結果を基本として、ニーズの高いサービスについてできることから早急に実施していく考えとして、平成17年度から平成21年度前期計画における目標量（サービス基盤の整備目標）を設定しました。

なお、サービス供給目標の設定条件として、町財政が逼迫している現状にあって新たな投資は困難なことから、既存の社会資源（既存施設・人材）を最大限活用しながら子育てニーズに対応していくことを基本方針としています。

特に、多様な子育て支援サービス（延長保育・一時保育・休日保育・特定保育等）の提供を図るためには、既存の保育所・幼稚園施設において一層の機動性を発揮しながら、これらのサービスの提供を図ることとして、前期サービス供給目標を設定しました。

定量的目標事業量の対象事業

国から示された定量的目標事業量の対象事業は、以下の14事業となっています。

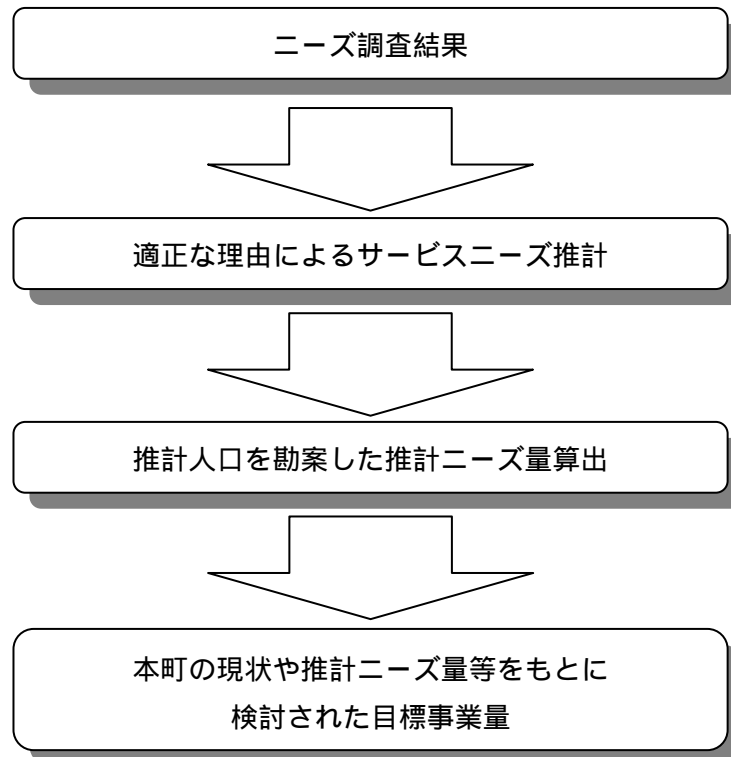
対象事業		概要
定期的な保育事業	● 通常保育事業	保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業
	● 延長保育事業	やむをえない理由により延長保育が必要であると、あらかじめ延長保育利用児童として登録されている児童を、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等のため、午後6時を超えて保育所（園）を必要とする児童の保育を支援するための保育事業
	● 夜間保育事業	午前11時から午後10時までの11時間開所を基本とする認可保育所
	● 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で原則として小学生を一時的に養育・保護する事業
	● 休日保育事業	保護者が就労等により日曜・祝日等の休日において、保護者の就労、傷病及び冠婚葬祭等やむを得ない事由により、児童を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。
一時預かり型事業	● 放課後児童対策健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全育成を図る事業をいう
	● 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育 施設型）	病気の回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業。対象は実施自治体に居住している病気の回復期にあるため集団保育等が難しい児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事情によって家庭で育児が困難な児童（小学校低学年児童を含む）であることが条件
	● 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育 派遣型）	

第4章 定量的目標事業量

対象事業		概要
一時預かり型事業	●一時保育事業	パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を支援するための保育事業。保育所に入所していない児童を週3日以下で専用の保育室で保育する国制度と、定員に空きのある保育園が受け入れる各自治体による制度がある
	●子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病・出産・看護・事故等により児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設等で小学生以下の児童を一時的に養育・保護する事業（自治体により若干スタイル形式が異なる）
	●特定保育事業	親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2、3日程度、または午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービス
その他事業	●ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。現在ではサポートの対象は子を持つすべての家庭に広がっている
	●地域子育て支援センター事業	在宅している乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配事の相談等を直接あるいは専用電話で対応しているセンター
	●つどいの広場事業	主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であることから、その機能を有する「つどいの広場」事業（平成14年度創設事業）

2. 定量的目標事業量の設定方法

定量的目標事業量の設定方法は、以下のとおりとなっています。



3. 推計児童人口

住民基本台帳（平成11年度～平成15年度の各4月1日時点）および外国人登録の実績値を使用し、センサス変化率法を用い推計した結果、事業の対象となる0歳から11歳、及び12歳から17歳の児童の、平成17年度から平成21年度における年齢別推計人口は次のとおりとなっています。

年齢	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比
合 計	1,930人	15.2%	1,786人	14.3%	1,686人	13.6%	1,570人	12.7%	1,442人	11.8%
0歳	129	1.0	120	1.0	113	0.9	106	0.9	98	0.8
1歳	108	0.8	100	0.8	93	0.7	88	0.7	83	0.7
2歳	103	0.8	100	0.8	93	0.7	87	0.7	82	0.7
3歳	111	0.9	109	0.9	106	0.9	98	0.8	91	0.7
4歳	137	1.1	99	0.8	97	0.8	94	0.8	87	0.7
5歳	89	0.7	103	0.8	74	0.6	73	0.6	70	0.6
小 計	677	5.3	631	5.0	576	4.6	546	4.4	511	4.2
6歳	82	0.6	85	0.7	99	0.8	71	0.6	70	0.6
7歳	94	0.7	76	0.6	78	0.6	90	0.7	66	0.5
8歳	99	0.8	82	0.7	65	0.5	67	0.5	78	0.6
9歳	93	0.7	91	0.7	76	0.6	60	0.5	62	0.5
10歳	125	1.0	103	0.8	101	0.8	85	0.7	67	0.6
11歳	132	1.0	125	1.0	102	0.8	98	0.8	83	0.7
小 計	625	4.9	562	4.5	521	4.2	471	3.8	426	3.5
12歳	82	0.6	88	0.7	82	0.7	67	0.5	65	0.5
13歳	101	0.8	113	0.9	120	1.0	112	0.9	92	0.8
14歳	116	0.9	86	0.7	96	0.8	102	0.8	95	0.8
15歳	115	0.9	107	0.9	80	0.6	90	0.7	95	0.8
16歳	82	0.6	97	0.8	91	0.7	68	0.5	76	0.6
17歳	132	1.0	102	0.8	120	1.0	114	0.9	82	0.7
小 計	628	4.9	593	4.7	589	4.7	553	4.5	505	4.1

4. 定量的目標事業量

平成21年度の目標事業量

平日保育事業（年間入所児童数）

通常保育 245人(保育所3か所、幼稚園1か所)

延長保育

延長保育 31人(保育所3か所)

前延長 10人(保育所3か所)

夜間保育事業 0人(0か所)

子育て短期支援事業 0人(0か所)

(トワイライト)

休日保育事業（年間入所児童数）

104人(保育所1か所)

放課後児童クラブ（1日当りの利用児童数）

39人(2か所)

一時預かり型事業（年間入所児童数）

病後児保育事業

(施設型) 0人(0か所)

(派遣型) 404回(延べ)

《実施に向けた検討》

一時保育事業 2,099人(保育所3か所)

子育て短期支援事業 0人(0か所)

(ショートステイ)

特定保育事業 290人(保育所3か所)

ファミリー・サポート・センター事業

1か所

地域子育て支援センター事業

1か所

つどいの広場事業

2か所

5. 各種事業量目標

(1) 通常保育事業

現 状

町内にある保育所・幼稚園の定員数合計（平成15年度実績値） 435人
 保育所3か所（公立2園135人、私立1園60人 / 保育時間 7：30～17：30）
 幼稚園1か所（私立1園240人 / 保育時間 9：00～14：30）

町内の保育所・幼稚園利用児童数合計（平成15年度実績） 360人
 保育所3か所（公立2園140人、私立1園68人 計208人）
 幼稚園1か所（私立1園152人）

利用者の 見込み

平成15年乳幼児人口（0～5歳） 749人
 平成21年乳幼児推計（0～5歳） 511人
 →乳幼児減少率 68.2%

保育所・幼稚園利用児童数合計 × 乳幼児減少率
 （平成15年度実績） （平成21年度）
 360人 × 68.2%
 上記の乳幼児減少率から、利用者のニーズ量を見込みます。

平成21年度の必要ニーズ量 245人

計 画

現在3保育所は定員を超えて受け入れている実態であるが、人口推計では平成21年度までに未就学児が166名減少する推計であることから、通常保育は現状の体制を維持するとともに保育所の余裕定員の範囲で一時保育、特定保育サービスにも対応します。また、幼稚園については幼保一元化（総合施設）に向けた柔軟かつ効率的なサービス提供のための検討を進めます。

しかし、今後は未就業宅の児童の入所希望にも対応しなければならないことも予想されることから、その場合は現有施設の定員増で対応し、さらにそれでも対応できない場合は施設の増築を検討します。

「通常保育事業」の平成21年度目標量 245人
（保育所3か所、幼稚園1か所）

第4章 定量的目標事業量

(2) 延長保育事業

延長保育

現 状

町内にある延長保育実施施設数（平成15年度実績値） 4か所
保育所3か所（公立2園、私立1園）
16:00～17:30（1時間30分）
幼稚園1か所（私立1園）
14:30～17:30（3時間）

- ・西保育所で平成16年5月から30分間延長を試行的に実施しています。
（1日平均1名程度、最大3名程度）

利用者の 希望

ニーズ調査結果から集計された利用希望数

30分延長 20人「内5人は1時間延長以上」（回答率6.3%）
1時間延長 5人「内2人は2時間延長」（回答率1.6%）
2時間延長 2人（回答率0.6%）

対象児童数へ補正した後の利用希望数

補正ニーズ = 20（最大ニーズ量）÷ 315（有効回答数）× 765（0～5歳人口）

就学前児童の全体人数補正後の利用希望数 49人

ニーズ調査結果より、

平成21年度の必要ニーズ量 31人

わかば愛育園での延長保育に関するアンケート結果では、40世帯の回答中21世帯（52.5%）が利用するとの回答を得ました。

計 画

ニーズ調査やわかば愛育園でのアンケート調査においても延長保育のニーズは高く、計画では3保育所において現状保育時間からさらに1時間程度の延長保育を実施します。

また、幼稚園での延長保育についても実施に向けて検討します。

**「延長保育」の平成21年度目標量 31人
（保育所3か所）**

第4章 定量的目標事業量

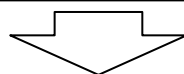
前延長保育

現 状

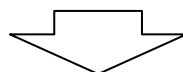
町内にある前延長保育実施施設数（平成15年度実績値） 4 か所
保育所3か所（公立2園、私立1園）
7：30～8：00（30分間）
幼稚園1か所（私立1園）
7：30～9：00（1時間30分）

利用者の 希望

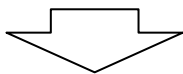
ニーズ調査結果から集計された利用希望数
7人（回答率2.2%）



対象児童数へ補正した後の利用希望数
 $\text{補正ニーズ} = 7（\text{回答数}） \div 315（\text{有効回答数}） \times 765（0\sim5\text{歳人口}）$



就学前児童の全体人数補正後の利用希望数 17人



ニーズ調査結果より、
平成21年度の必要ニーズ量 10人

計 画

ニーズ調査や前記延長保育におけるわかば愛育園でのアンケート調査においても延長保育のニーズは高く、3保育所において30分の前延長保育を実施します。
また、幼稚園での前延長保育についても実施に向けて検討します。



「前延長保育」の平成21年度目標量 10人
（保育所3か所）

(3) 夜間保育事業

現 状

町内にある保育所・幼稚園では、現在夜間保育事業は実施していません。

利用者の 希望

ニーズ調査結果では、夜間保育事業のニーズは認められませんでした。

国が示した「夜間保育事業」に関する指針

夜間保育事業ないしトワイライトステイ事業については、これら独自の事業区分推計ニーズ量は求めず、サービス提供時間帯が重複する延長保育事業と事業区分推計ニーズ量を共有する。

延長保育事業の事業区分推計ニーズ量に対しては、夜間保育事業及びトワイライト事業も併せてサービス供給を行う形で、これら3事業の目標事業量を設定する。実際には、一般的に供給力が小さい夜間保育事業及びトワイライト事業の目標事業量をまず設定し、それでカバーできない推計ニーズ量に対して延長保育事業の目標事業量を設定する、という手順になると考えられる。

計 画

ニーズ調査においても希望がないことから前期は実施しないこととします。

「夜間保育事業」の平成21年度目標量 0人
(保育所0か所、幼稚園0か所)

(4) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

現 状

町内にある保育所・幼稚園では、現在子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)は実施していません。

利用者の 希望

ニーズ調査結果では、子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)のニーズは認められませんでした。

国が示した「トワイライトステイ事業」に関する指針

夜間保育事業ないしトワイライトステイ事業については、これら独自の事業区分推計ニーズ量は求めず、サービス提供時間帯が重複する延長保育事業と事業区分推計ニーズ量を共有する。

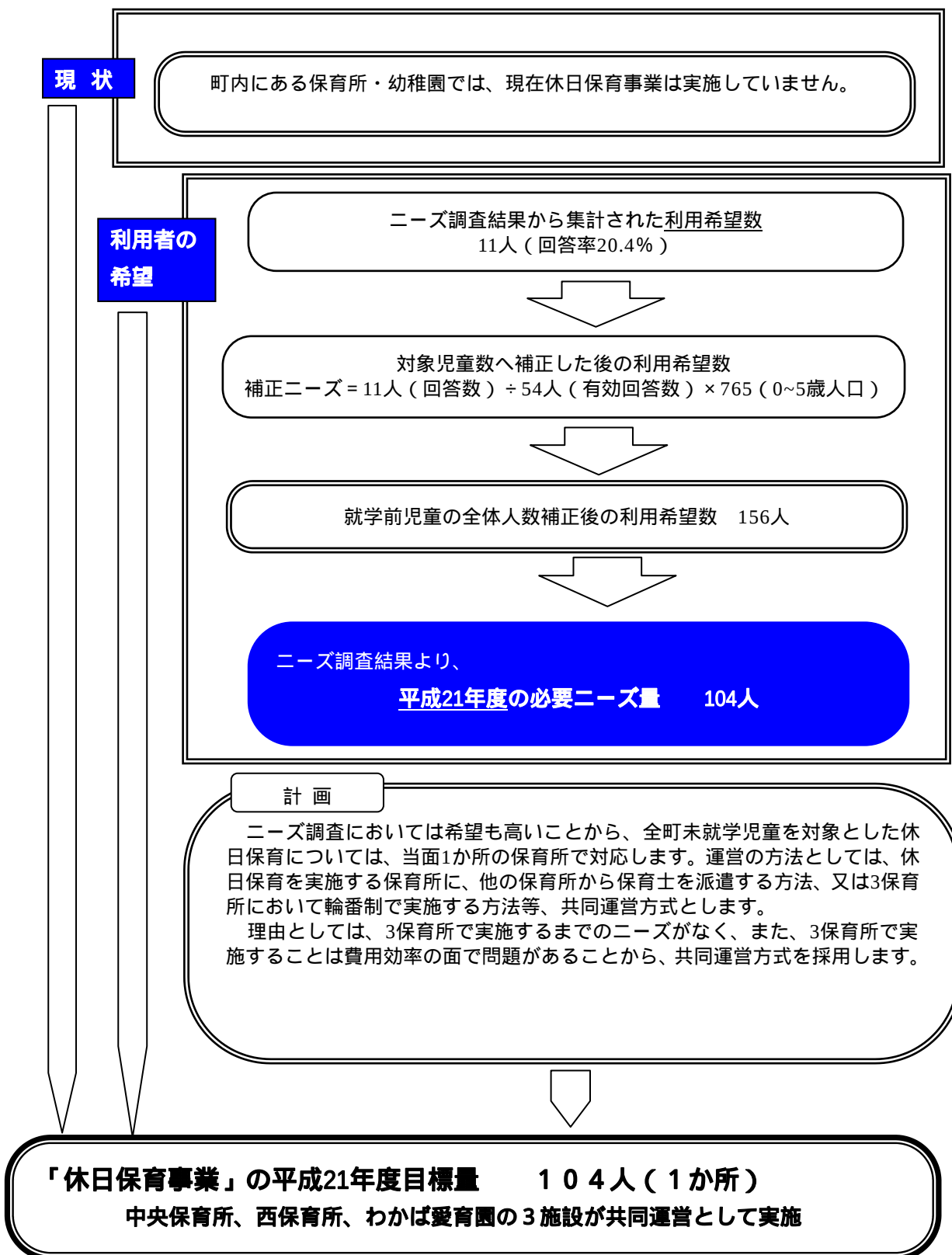
延長保育事業の事業区分推計ニーズ量に対しては、夜間保育事業及びトワイライト事業も併せてサービス供給を行う形で、これら3事業の目標事業量を設定する。実際には、一般的に供給力が小さい夜間保育事業及びトワイライト事業の目標事業量をまず設定し、それでカバーできない推計ニーズ量に対して延長保育事業の目標事業量を設定する、という手順になると考えられる。

計 画

ニーズ調査においても希望がないことから前期は実施しないこととします。

「子育て短期支援事業(トワイライトステイ)」の平成21年度目標量 0人
(保育所0か所、幼稚園0か所)

(5) 休日保育事業



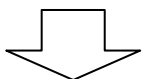
第4章 定量的目標事業量

(6) 放課後児童対策健全育成事業(放課後児童クラブ)

ニーズ調査の結果から、「放課後児童クラブ」の利用要件を満たす利用希望者数を集計しました。

ニーズ調査から集計された「児童クラブ」の利用希望 48.0 人

ニーズ調査で「週1~3日」の利用希望は0.5人として集計されるため、小数点1桁まで表示されています。



集計された希望者数がニーズ調査の有効回答数に占める割合を求め、これを目標年度である平成21年度の推計人口に乗じて、平成21年度の必要ニーズ量を推計しました。

推計された「児童クラブ」の必要ニーズ量 39 人

児童クラブの利用実績値

	平成11年度	平成15年度
児童クラブ数	2	2
定員数	30	30
延べ利用者数(親子とも)	1,700	2,279

計 画

ニーズ調査結果からも希望は高いことから、計画では既存の児童館を活用した放課後児童対策の他、利用者数によって児童館での対応が困難な場合は、学校空き教室や空き店舗の活用を図るなどの対応により、受け入れ態勢の拡充を図ります。

「放課後児童対策健全育成事業」の平成21年度目標量 39人(2か所)

第4章 定量的目標事業量

(7) 乳幼児健康支援一時預かり事業

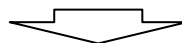
病後児保育「施設型」/「派遣型」

現 状

町内にある保育所・幼稚園では、現在乳幼児健康支援一時預かり事業の病後児保育「施設型」及び「派遣型」ともに実施していない状況です。

利用者の希望

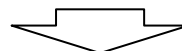
ニーズ調査結果から集計された利用希望数
125日（年間延べ日数）



対象児童数へ補正した後の利用希望数
補正ニーズ = $125（日数） \div 158（有効回答数） \times 765（0 \sim 5歳人口）$



就学前児童の全体人数補正後の利用希望数 605日（年間延べ日数）



ニーズ調査結果より、平成21年度の必要ニーズ量は以下の通りです。
各歳児人口合計511人、病後児保育ニーズ404日（年間延べ日数）、
年間開所日数300日、1日当たりの病後児保育ニーズ1人

実際に利用する場合には、医師の指示書に従って、病気の「回復期」であり集団保育は困難であるが、保育が必要な場合に限られます。保育児童から年間の利用児童数を推計します。

計 画

保育所等に病後児保育専用室を整備することは財政的にも困難であり、また、本町には小児科の病院もないことから、施設型としては実施しないものとします。
派遣型については、ニーズ調査結果からも希望は高い（調査項目では施設型・派遣型を区分していない）ことから、ファミリー・サポート・センターを設立して、センターに登録する保育ママや保育士、看護師等の人材を派遣して対応する計画とします。

「病後児保育 施設型」の平成21年度目標量 0 か所

「病後児保育 派遣型」の平成21年度目標量 404回（延べ）

第4章 定量的目標事業量

(8) 一時保育事業

現 状

町内にある保育所・幼稚園では、現在一時保育事業は実施していません。

利用者の希望

ニーズ調査結果から集計された利用希望延べ日数

1,577日(年間延べ日数)

一時保育分1,421日 特定保育分(3歳児)156日

4歳児、5歳児は該当者なし

対象児童数へ補正した後の利用希望数

補正ニーズ = $1,421日(回答数) \div 346件(有効回答数) \times 765(0\sim5歳人口)$
+ $156日(回答数) \div 49件(有効回答数) \times 138(3歳人口)$

就学前児童の全体人数補正後の利用希望数 3,581日(年間延べ日数)

ニーズ調査結果より、平成21年度の就学前児童の全体人数補正後の利用希望数は2,389日(年間延べ日数)となります。

【一時保育分】各歳児人口合計511人、一時保育ニーズ2,099日(年間延べ日数)
年間開所日数300日、1日当たりの一時保育ニーズ7人

【特定保育分】各歳児人口合計248人、一時保育ニーズ290日(年間延べ日数)
年間開所日数300日、1日当たりの一時保育ニーズ1人

計 画

ニーズ調査結果からも希望は非常に高いことから、3保育所において定員の範囲内で一時保育を実施する体制とします。

また、幼稚園での一時保育についても実施に向けて検討します。

「一時保育事業」の平成21年度目標量 延べ2,099人
(保育所3か所)

第4章 定量的目標事業量

(9) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

現 状

町内にある保育所・幼稚園では、現在子育て短期支援事業(ショートステイ)は実施していません。

利用者の希望

ニーズ調査結果から集計された利用希望泊数
420泊(年間延べ泊数)
就学児童299泊 小学生121泊

対象児童数へ補正した後の利用希望数
対象児童数へ補正した後の利用希望数
補正ニーズ = $299\text{泊(泊数)} \div 353\text{(有効回答数)} \times 765$
 $(0\sim 5\text{歳人口}) + 121\text{泊(泊数)} \div 603$
 $(\text{有効回答数}) \times 715\text{(小学生児童数)}$

就学前児童の全体人数補正後の利用希望泊数 791泊

ニーズ調査結果より、平成21年度
就学前児童および小学生児童の全体人数補正後の利用希望数 518泊

計 画

ニーズ調査結果からも希望はあるが、宿泊対応が可能な児童福祉施設が本町にはないことから、実施可能な他市町村の専用児童福祉施設での広域利用ができるよう調整機能を整備します。

「子育て短期支援事業(ショートステイ)」の平成21年度目標量 0人
(保育所0か所、幼稚園0か所)

(10) 特定保育事業

現 状

町内にある保育所・幼稚園では、現在特定保育事業は実施していません。

利用者の 希望

ニーズ調査結果では、特定保育事業のニーズは認められませんでした。

国が示した「特定保育事業」の指針

算出された推計ニーズ量を踏まえ、供給基盤・財政基盤や推計ニーズ量には実際のサービスにはつながらない部分が含まれること等を考慮して、目標事業量を設定する。

《参考》

ニーズ調査結果より、一時保育における平成21年度の就学前児童の全体人数補正後の利用希望数は2,388日（年間延べ日数）となります。

【特定保育分】各歳児人口合計248人、一時保育ニーズ290日（年間延べ日数）
年間開所日数300日、1日当たりの一時保育ニーズ1人

計 画

ニーズ調査では希望なしとの結果であったが、ニーズ調査では一時保育事業の希望者の中に、特定の曜日だけパートの職業を持っているなど特定保育事業の対象者が相当数存在しており、保育所定員の範囲内で対応は可能であることから、3保育所において定員の範囲内で特定保育を実施します。

また、幼稚園での特定保育についても実施に向けて検討します。

**「特定保育事業」の平成21年度目標量 延べ290人
（保育所3か所）**

第4章 定量的目標事業量

(11) ファミリー・サポート・センター事業

現 状

町内では、現在ファミリー・サポート・センター事業は実施していません。

利用者の 希望

ニーズ調査結果から集計された利用希望数
88人（33.1%）



ニーズ調査結果より、
平成21年度の必要ニーズ量 169人

集計された希望者数がニーズ調査の有効回答数に占める割合を求め、これを目標年次である平成21年度の推計人口に乗じて、平成21年度の必要ニーズ量を推計しました。

国が示した「ファミリー・サポート・センター事業」の指針
人口規模、援助を受けたい者と援助を行いたい者の合計数などを踏まえ、実施の必要性を検討し、目標事業量を設定することが望ましい。

計 画

次世代育成支援行動計画の実効ある推進を図るためには、すべての子育て家庭を地域全体で支える体制づくりの視点、子育てサポーター等の人材育成・確保の視点など、あらゆる社会資源（施設・人材）の活用を図ることが極めて重要です。

その観点では、前期計画期間においてファミリー・サポート・センターの設立に向けて位置付けることが重要です。

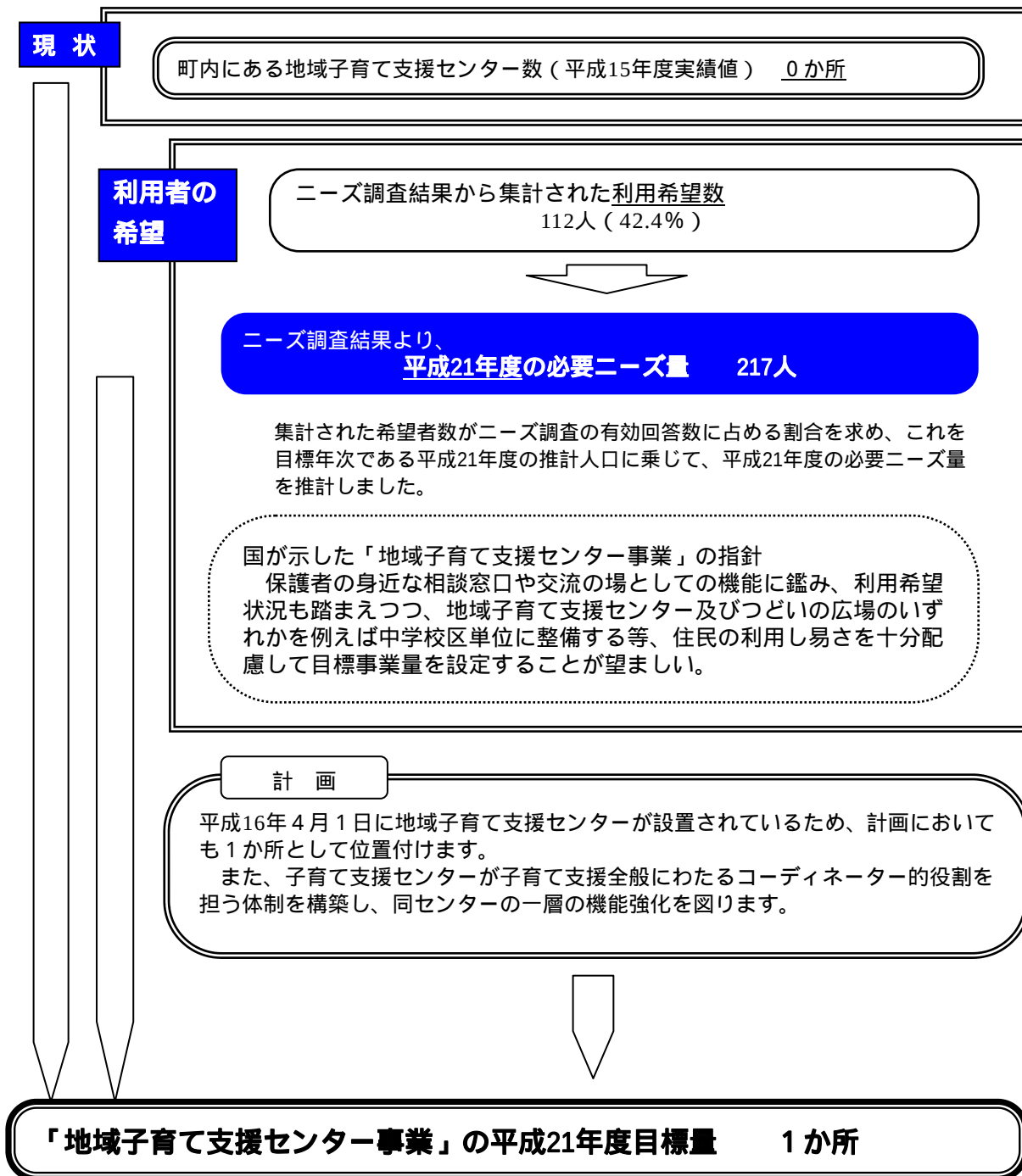
しかし、同センターの設立は極めて困難が予想されることから、行政だけでなく同計画策定に携わる関係機関及び関係者が一丸となってその実現に努力する必要があります。

また、同センターの設置方法としては、社会福祉協議会にある既存のボランティアセンターでの実施や独自にNPO法人等で組織化する方法等があります。

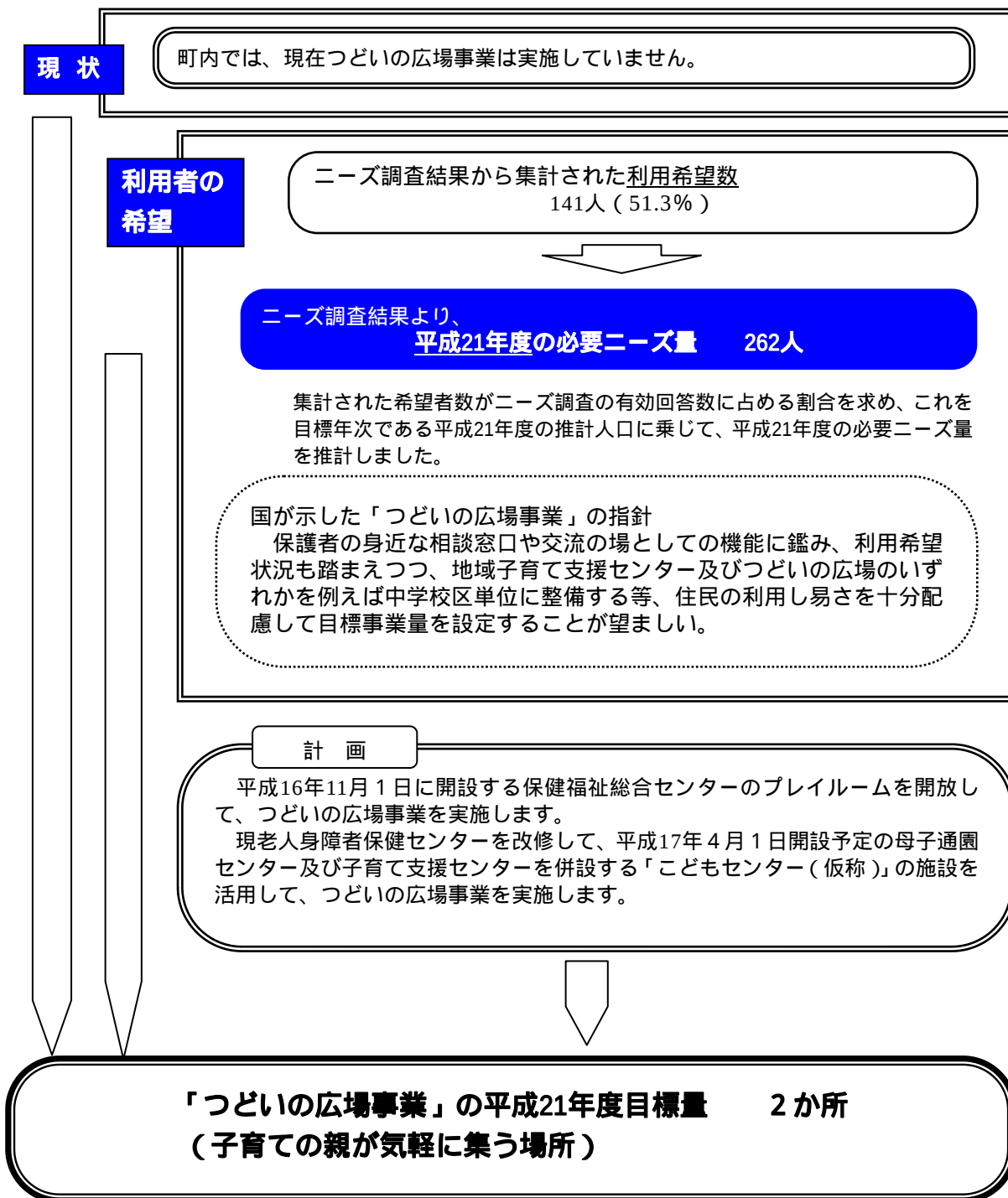
なお、センター設立後は、派遣型サービスの一時保育事業、病後児保育事業の他、園児の送迎や短時間の預かりサービスなど多様な子育て支援ニーズにも対応できる体制が整備されることになります。

「ファミリー・サポート・センター事業」の平成21年度目標量 1 か所

(12) 地域子育て支援センター事業



(13) つどいの広場事業



資 料

資 料

1. 委員名簿・計画策定委員会の開催状況

上富良野町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

(兼上富良野町エンゼルプラン策定委員会委員名簿)

(改正前任期：平成 15 年 6 月 30 日～平成 16 年 3 月 31 日)

(改正後任期：平成 16 年 4 月 1 日～平成 16 年 8 月 31 日)

	所属団体・機関等の名称	役 職	氏 名
委員長	上富良野町校長会代表	江幌小校長	松 谷 龍之介
副委員長	(平成 15 年度) 子育てネットワーク	代 表	吉 田 貴久子
	(平成 16 年度) 育児サークル連絡協議会	代 表	本 永 麻 美

区分	番号	所属団体・機関等の名称	役 職	氏 名
団体推薦委員	1	上富良野町校長会代表	江幌小校長	松 谷 龍之介
	2	上富良野町 PTA 連合会代表	会 長	坂 田 春 次
	3	高田幼稚園代表	副園長	増 田 光 義
	4	わかば愛育園代表	主任保育士	坂 本 美 鈴
	5	中央保育所父母の会代表	代 表	林 敬 永
	6	(平成 15 年度) 子育てネットワーク	代 表	吉 田 貴久子
		(平成 16 年度) 育児サークル連絡協議会	代 表	本 永 麻 美
	7	子ども会育成協議会代表	会 長	稲 毛 保 夫
	8	主任児童委員(1 名)	代 表	岩 井 史 雄
公募	9			谷 千 春
	10			田 村 秀 樹

(敬称略 順不同)

資 料

上富良野町次世代育成支援行動計画策定実務者会議委員名簿 (兼上富良野町エンゼルプラン策定実務者会議委員名簿)

委員名		職 名	氏 名	備 考
1	委員長	保健福祉課長	佐 藤 憲 治	
2	委 員	保健福祉課健康推進班主幹	岡 崎 智 子	
3	委 員	保健福祉課保育所班主幹	高 橋 司津子	
4	委 員	保健福祉課福祉対策班主査	真 鍋 浩 二	
5	委 員	保健福祉課健康推進班主査	加 藤 文 敬	
6	委 員	保健福祉課健康推進班主任保健師	杉 原 直 美	
7	委 員	建設水道課都市建築班主幹	菊 地 昭 男	
8	委 員	産業振興課商工観光班主幹	野 崎 孝 信	
9	委 員	教育委員会学校教育班主幹	岡 崎 光 良	
10	委 員	教育委員会社会教育班主幹	菊 池 哲 雄	
11	委 員	教育委員会社会教育班専門主幹	小松田 浩	
12	委 員	母子通園センター主査	吉 田 泰 子	
13	委 員	子育て支援センター主査	山 田 和 恵	
14	委 員	中央保育所主任保育士	高 松 一 江	
15	委 員	中央保育所主任保育士	物 井 紀 子	
16	委 員	東児童館厚生員	蛭 原 桂 子	
17	委 員	わかば愛育園副施設長	成 田 逸 子	
18	委 員	西保育所副施設長	阿 部 伸 一	
19	委 員	高田幼稚園教諭	桑 田 峰 子	
	事務局	保健福祉課子育て支援班主幹	田 中 利 幸	
	事務局	保健福祉課子育て支援班主任	三 好 正 浩	

(敬称略 順不同)

資 料

計画策定委員会の開催状況

開催年月日	事項	協議内容
平成 15 年 6 月 30 日	第 1 回策定委員会	委員長・副委員長選出、エンゼルプランの概要 スケジュールの確認
平成 15 年 9 月 12 日	第 2 回策定委員会	次世代育成支援対策推進法の概要、ニーズ調査 上富良野町の目指す方向性について
平成 15 年 10 月 23 日	第 3 回策定委員会	次世代育成支援対策推進法制定に伴うスケジュール の見直しについて、計画の視点
平成 16 年 1 月 23 日	第 4 回策定委員会	ニーズ調査集計結果報告、事業量推計の考え方 具体的施策の検討について
平成 16 年 2 月 17 日	第 5 回策定委員会	町の子育て支援及び母子保健事業の現状について 具体的施策の検討について
平成 16 年 6 月 1 日	第 1 回策定実務者会議	実務者会議の役割の確認、計画策定推進経過 次世代育成支援対策推進法の概要、町の子育て支 援及び母子保健事業の現状、ニーズ調査集計結果 報告、事業量推計の考え方、計画書素案の検討に ついて
平成 16 年 6 月 28 日	第 6 回策定委員会	新委員の委嘱状交付 計画書素案の検討について
平成 16 年 7 月 8 日	第 7 回策定委員会	計画書素案の検討について（定量的目標事業量の 目標設定について）
平成 16 年 8 月 11 日	第 2 回策定実務者会議	計画書原案の検討について
平成 16 年 8 月 12 日	第 8 回策定委員会	計画書原案の検討について

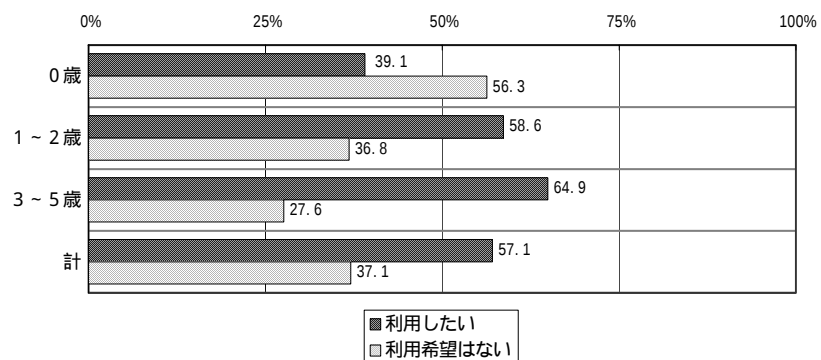
2. ニーズ調査結果

(1) 就学前児童

- 調査対象者……町内に在住する 0 歳から 5 歳の就学前の子どもをもつ保護者
- 配布数・回答数

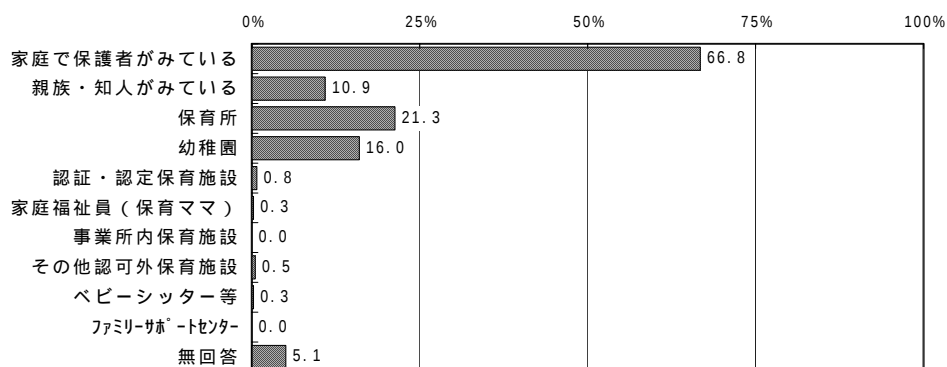
配布数	有効回答数	有効回答率
589	284	48.2%

保育サービス等の利用希望（平日）



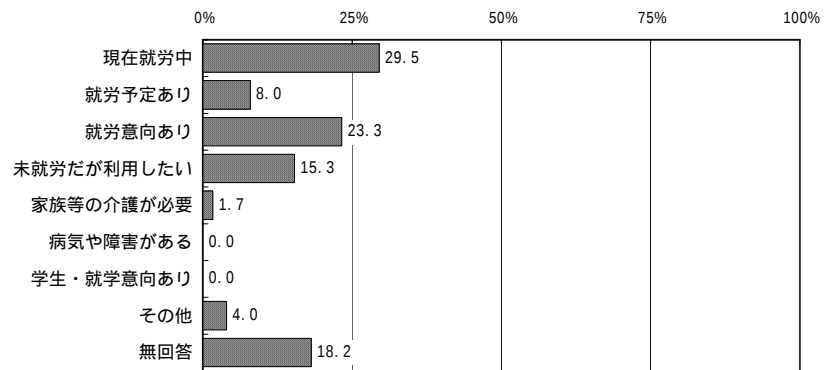
(n=394)

現在の保育状況（平日）



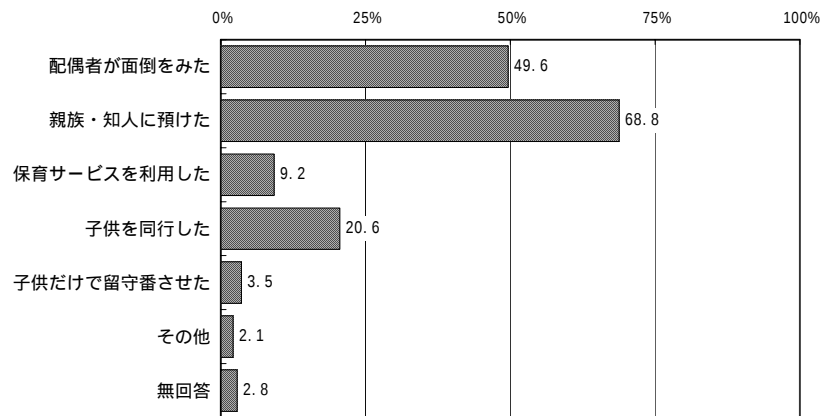
(n=394)

保育サービス等を利用したい主な理由（平日）



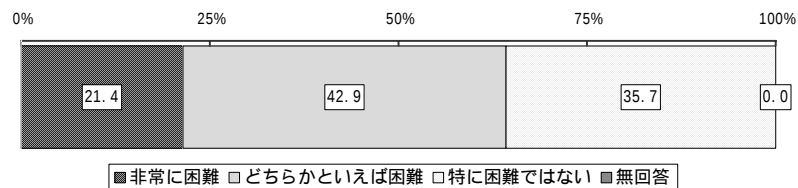
(n=176)

面倒をみられなくなった場合の対処



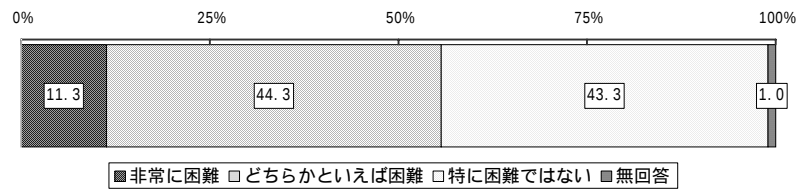
(n=70)

配偶者が面倒をみることの困難度



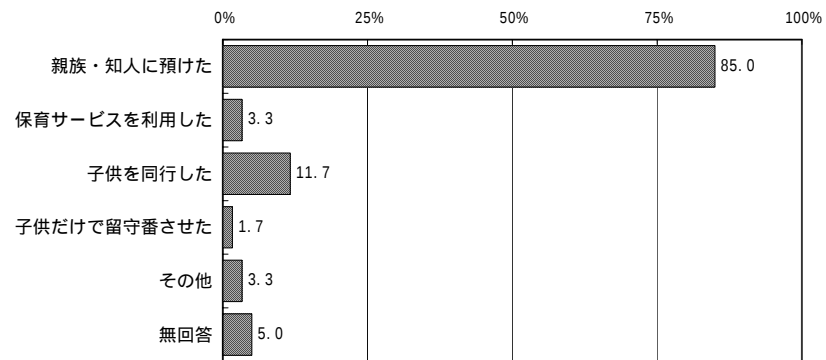
(n=70)

親族・知人に預けることの困難度



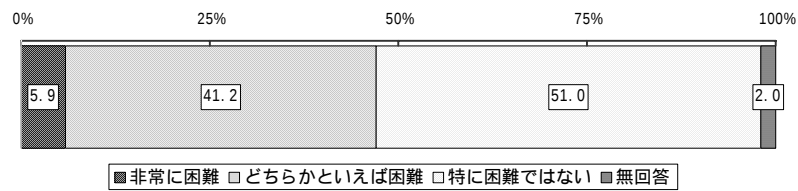
(n=97)

泊りがけで預けなければならなかった場合の対処



(n=51)

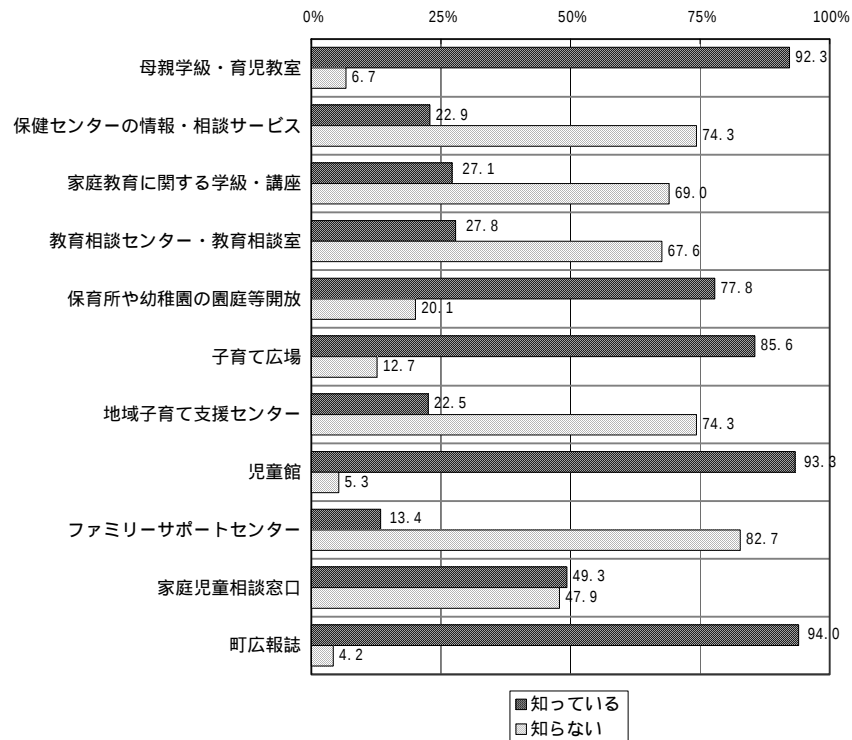
親族・知人に預けることの困難度



(n=51)

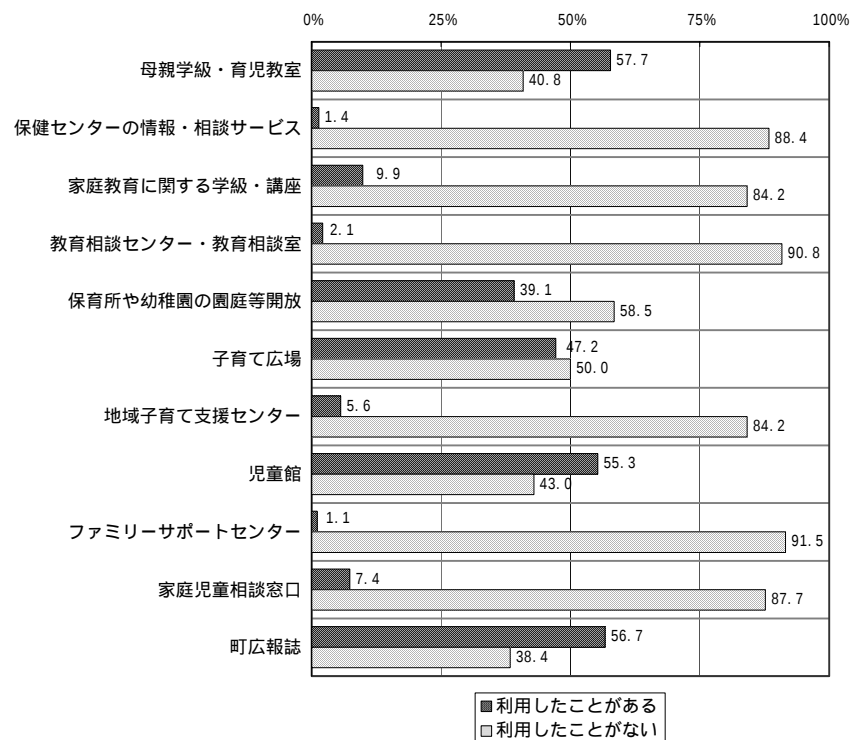
資料

子育て支援サービスの認知状況



(n=284)

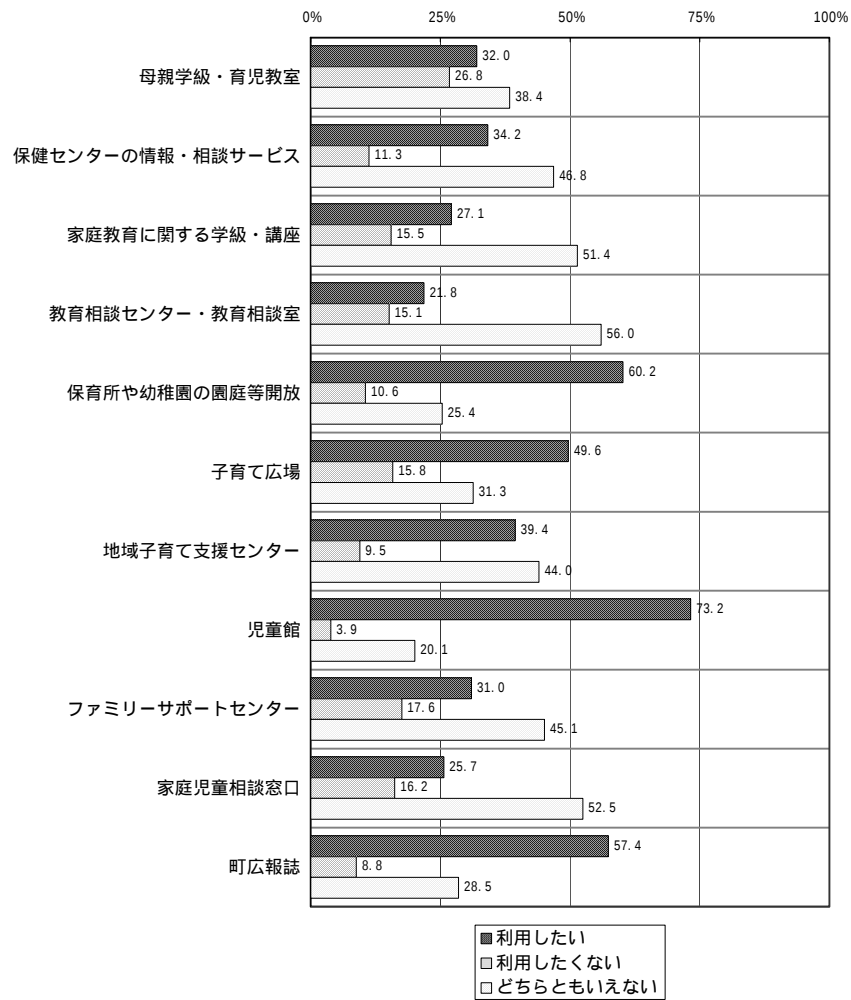
子育て支援サービスの利用状況



(n=284)

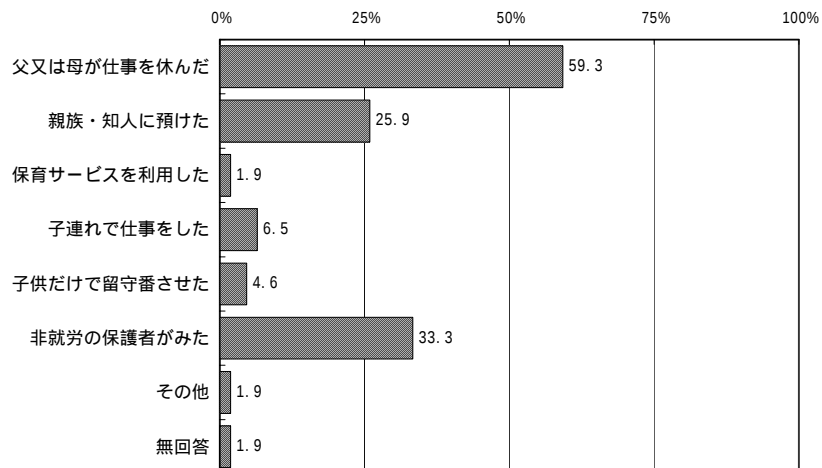
資料

子育て支援サービスの利用意向



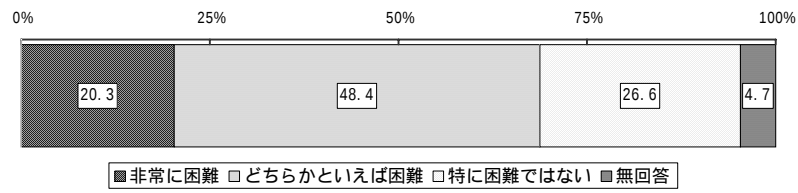
(n=284)

病気で休んだ場合の対処



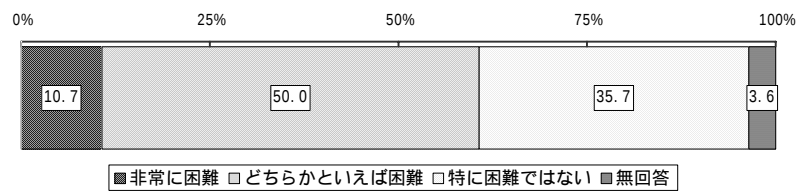
(n=108)

親（父または母）が仕事を休むことの困難度



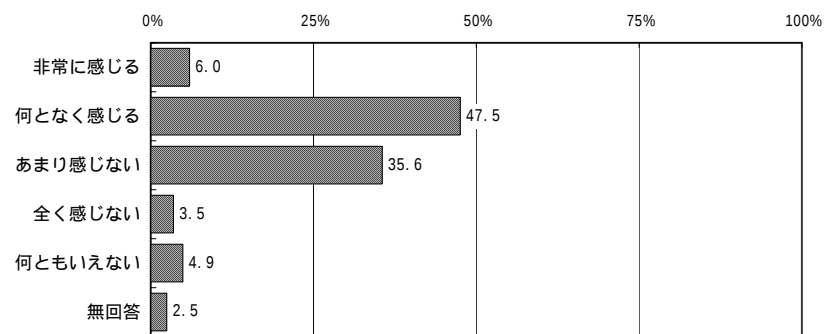
(n=64)

親族・知人に預けることの困難度



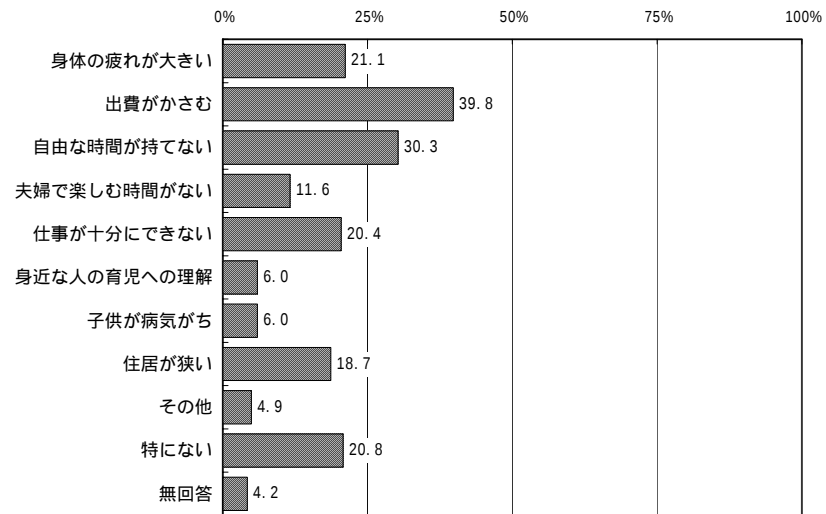
(n=28)

子育てに関する不安感や負担感



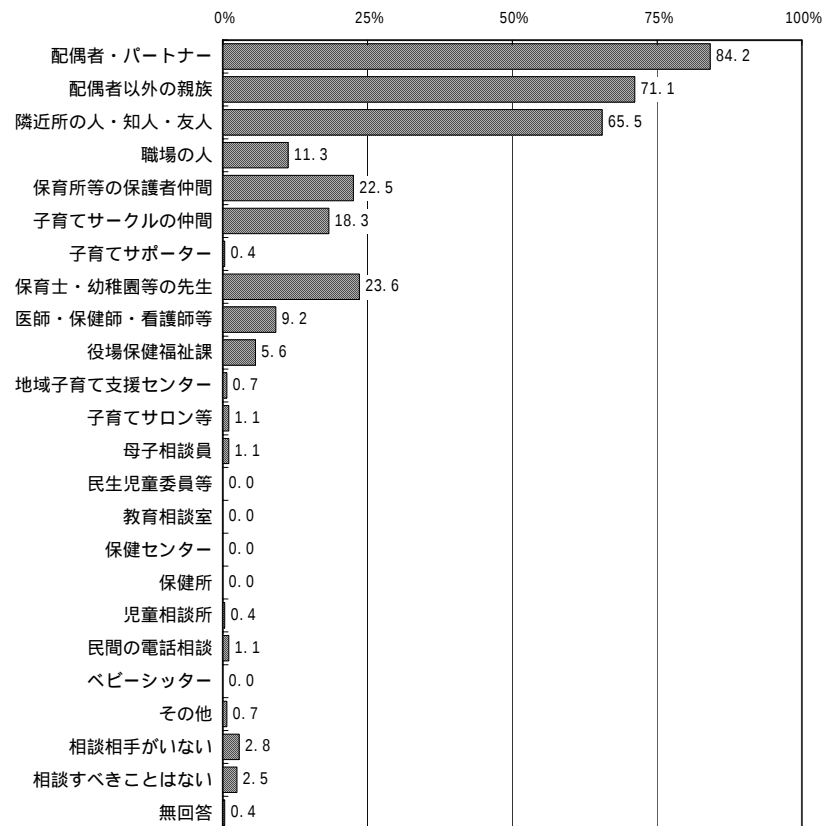
(n=284)

子育てをする上での不安や悩み



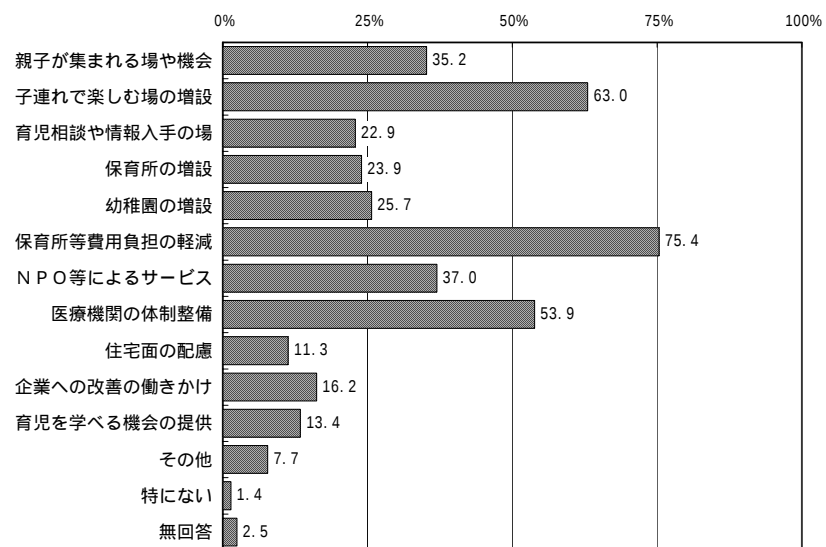
(n=284)

子育てに関する悩みや不安の相談相手



(n=284)

充実してほしい子育て支援施策



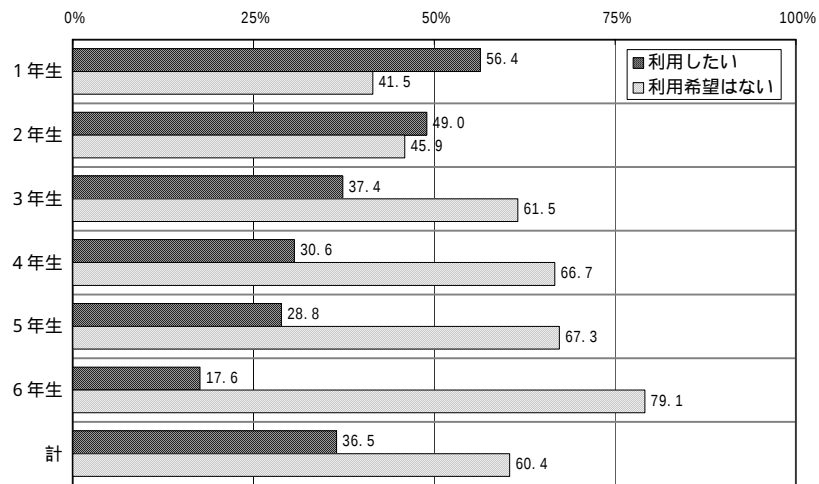
(n=284)

(2) 小学校児童

- 調査対象者……町内に在住する小学校 1 年生から 6 年生の子どもをもつ保護者
- 配布数・回答数

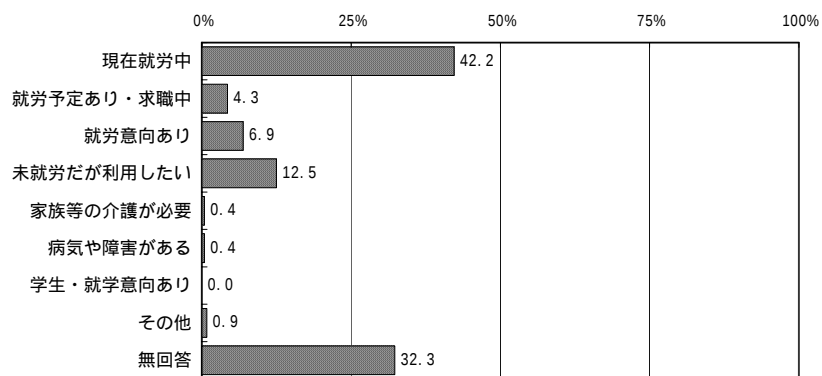
配布数	有効回答数	有効回答率
540	480	88.9%

放課後児童クラブの利用希望（平日）



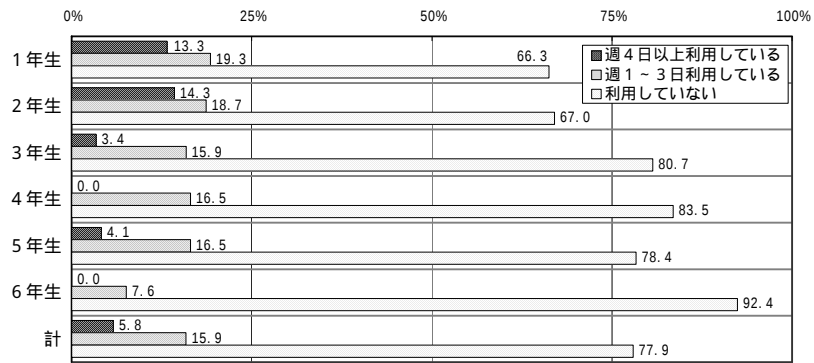
(n=589)

放課後児童クラブを利用したい主な理由



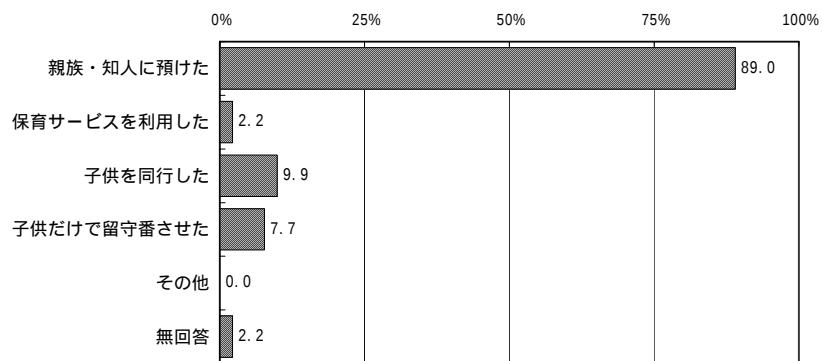
(n=232)

放課後児童クラブの利用状況



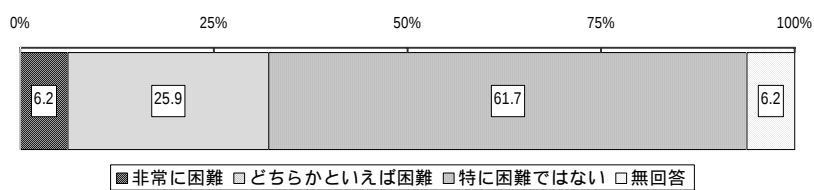
(n=535)

泊りがけで預けなければならなかった場合の対処



(n=91)

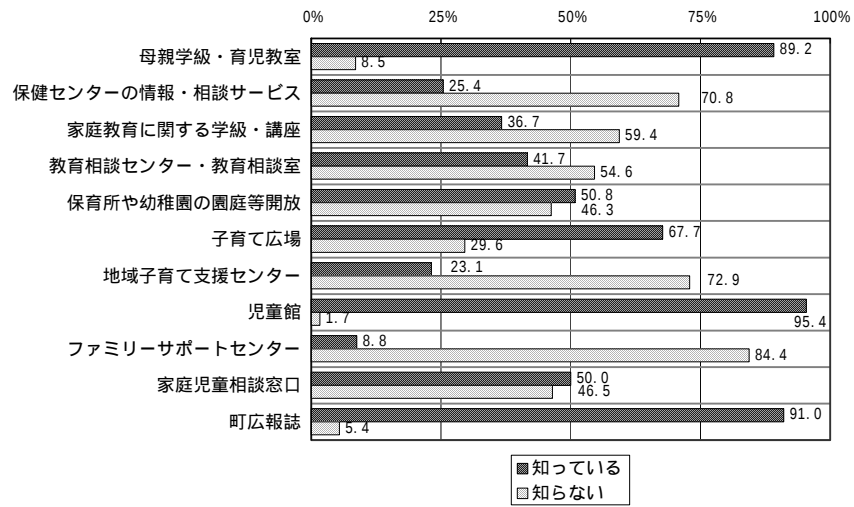
親族・知人に預けることの困難度



(n=81)

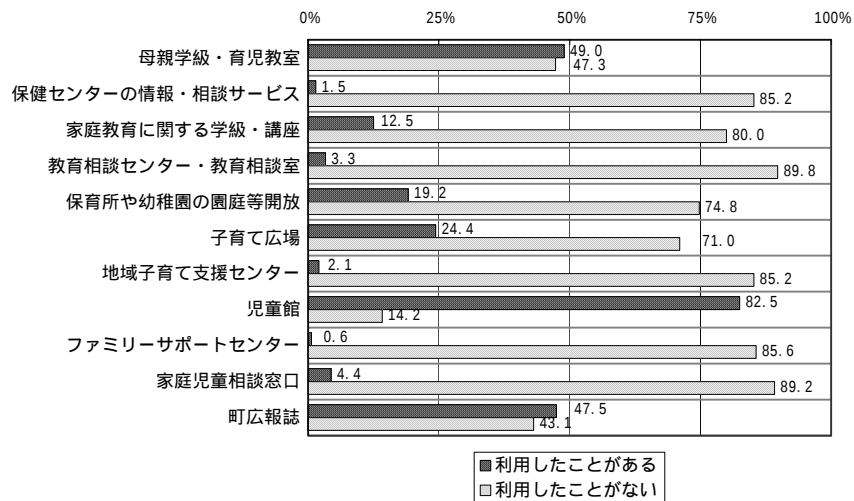
資料

子育て支援サービスの認知状況



(n=480)

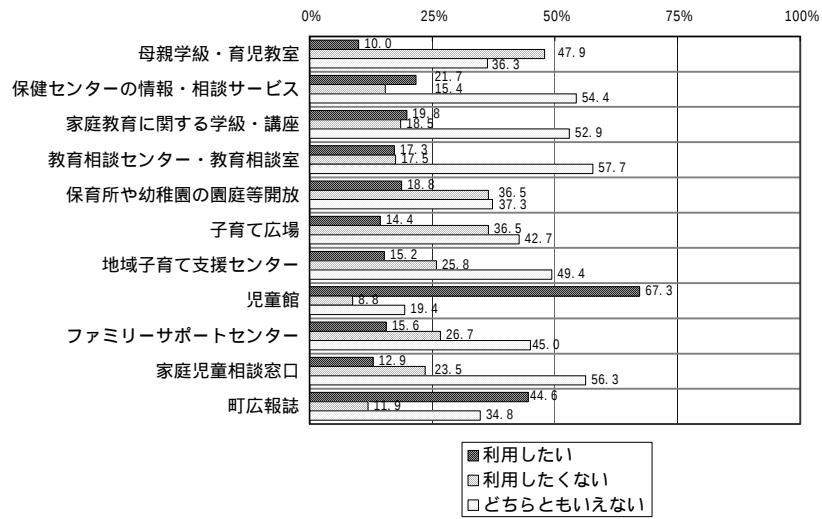
子育て支援サービスの利用状況



(n=480)

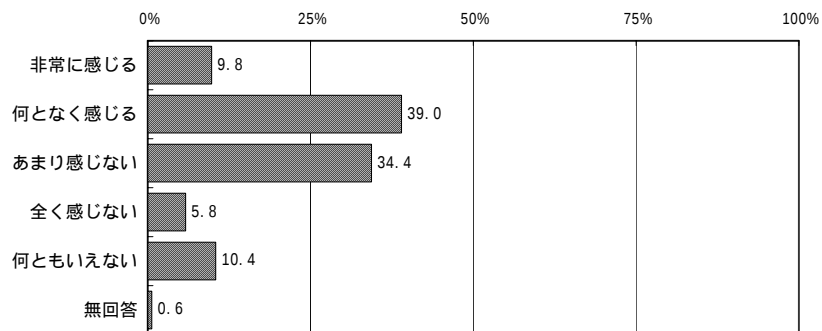
資料

子育て支援サービスの利用意向



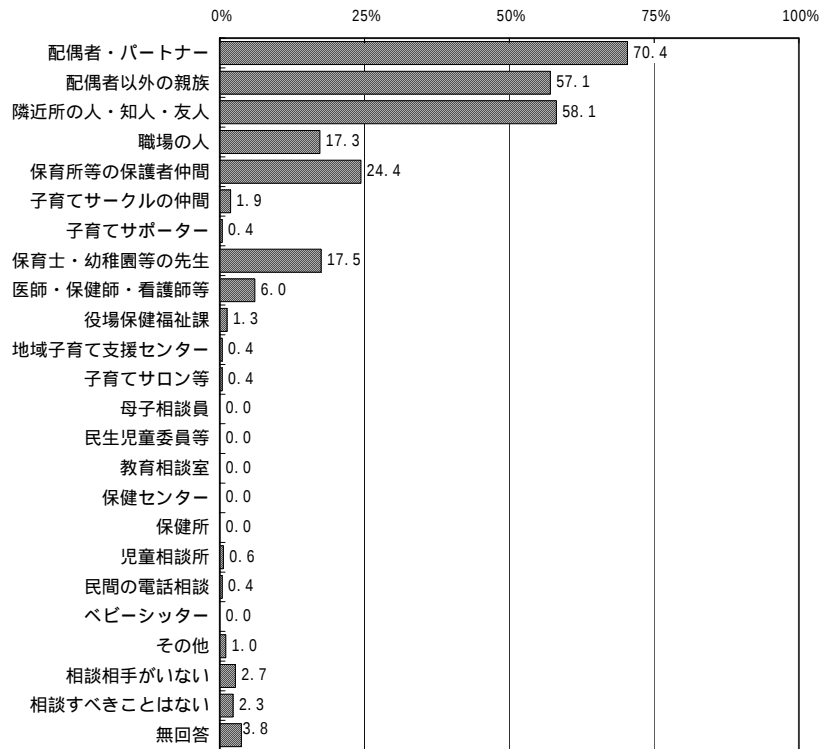
(n=480)

子育てに関する不安感や負担感



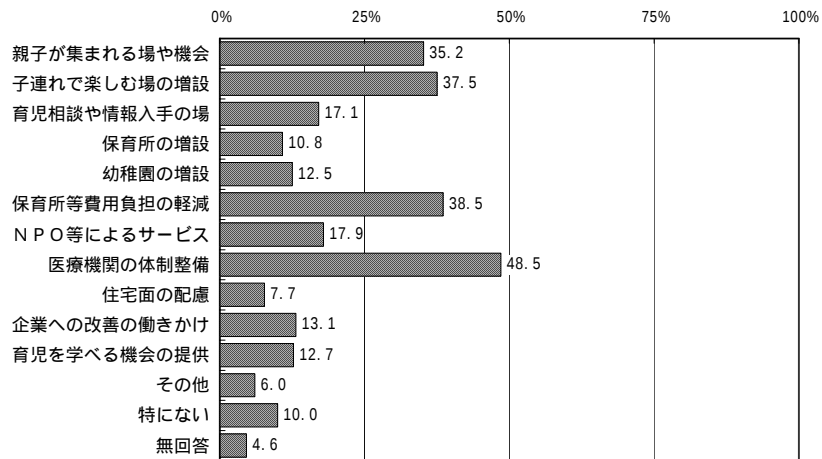
(n=480)

子育てに関する悩みや不安の相談相手



(n=480)

充実してほしい子育て支援施策



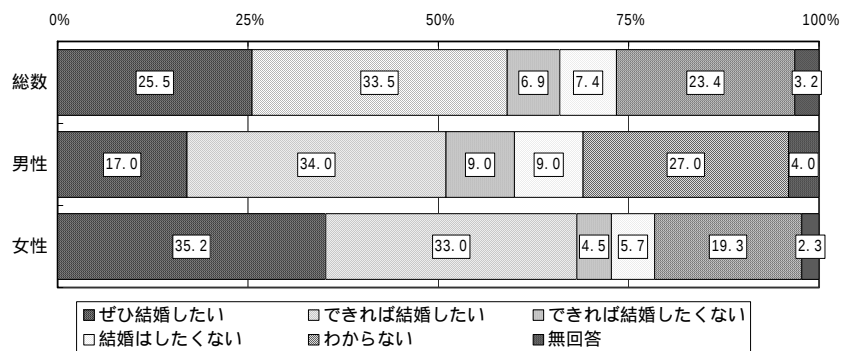
(n=480)

(3) 中学生・高校生

- 調査対象者……町内に在住する中学生及び高校生
- 配布数・回答数

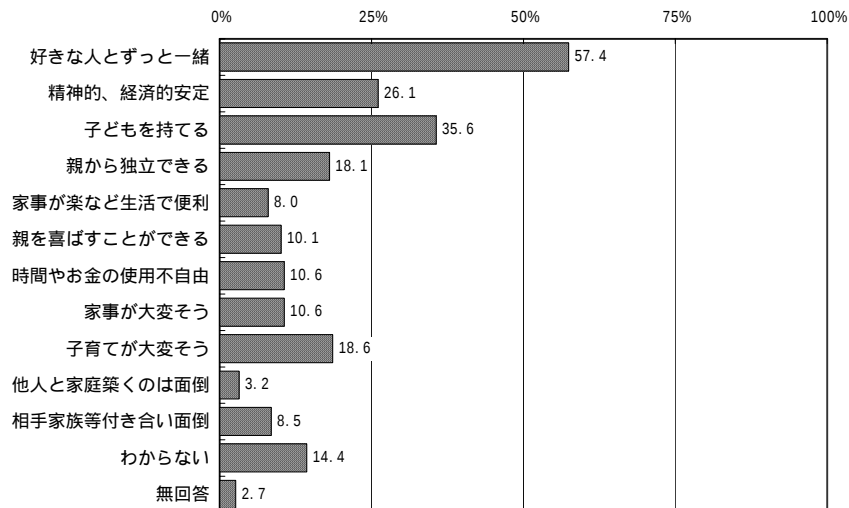
調査対象	配布枚数	有効回答数	有効回答率
中学生	118	115	97.5%
高校生	82	73	89.0%
計	200	188	94.0%

結婚の意志



(n=188)

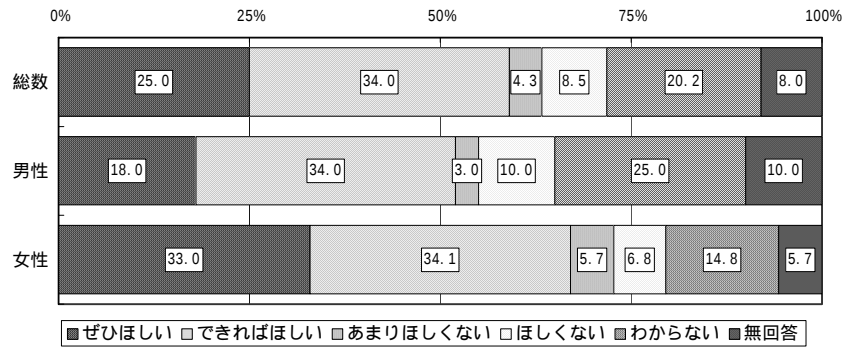
結婚に対するイメージ



(n=421)

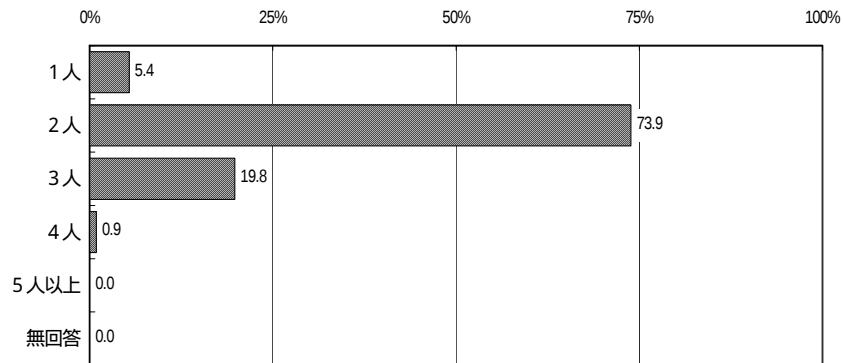
資料

子どもを持つ希望



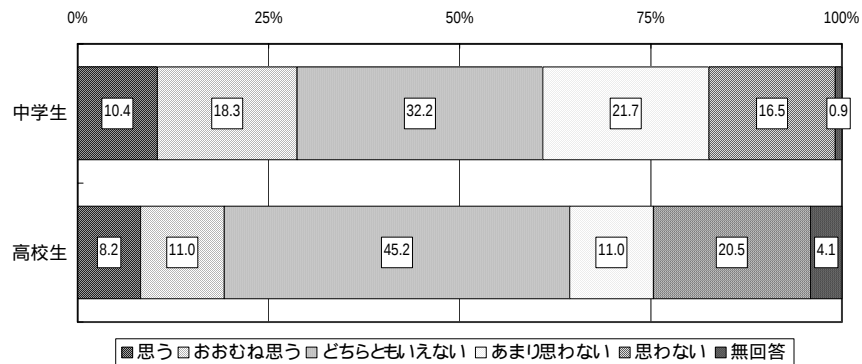
(n=188)

ほしいと思う子どもの人数



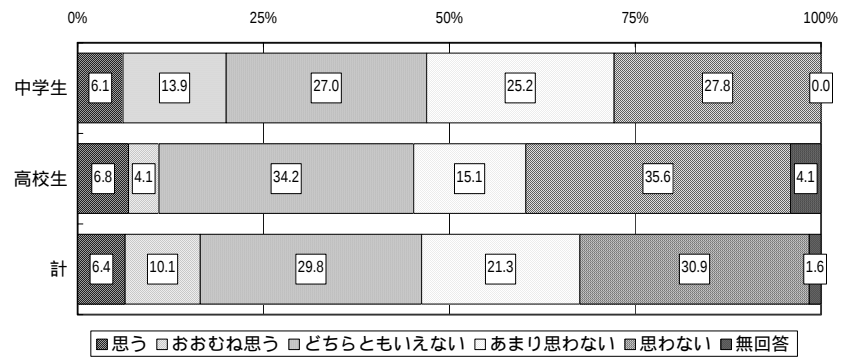
(n=111)

上富良野町は中高生にとって住みやすい



(n=188)

大人になっても上富良野町で生活し続けたい



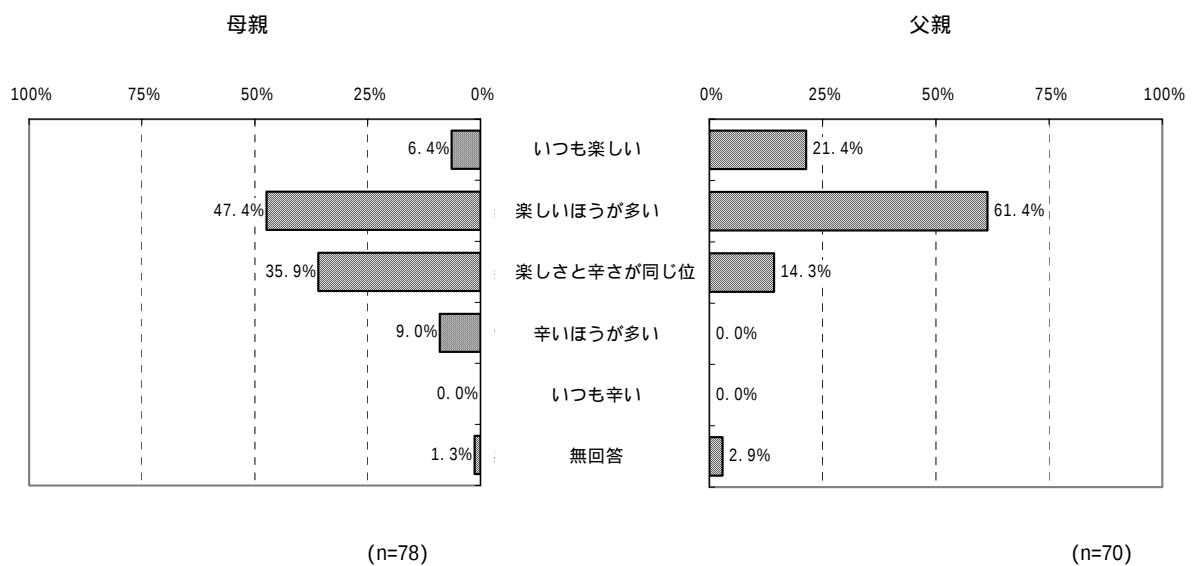
(n=188)

(4) 父親・母親

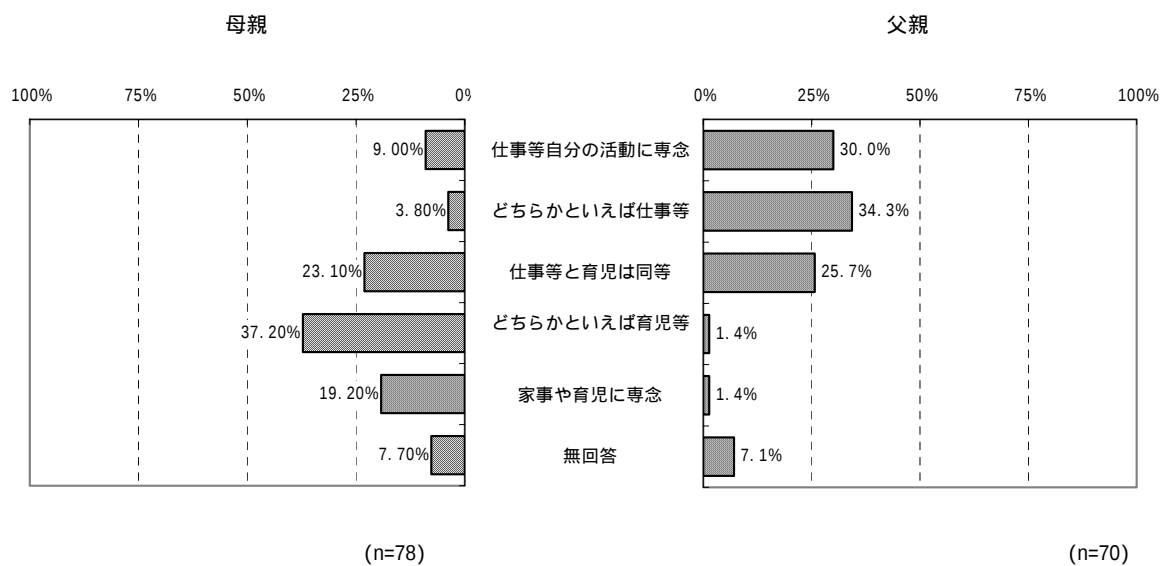
- 調査対象者……町内に在住する就学前児童あるいは小学校児童を持つ父親及び母親
- 配布数・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
父親	150	70	46.7%
母親	150	78	52.0%

子育ての楽しさと辛さの度合い

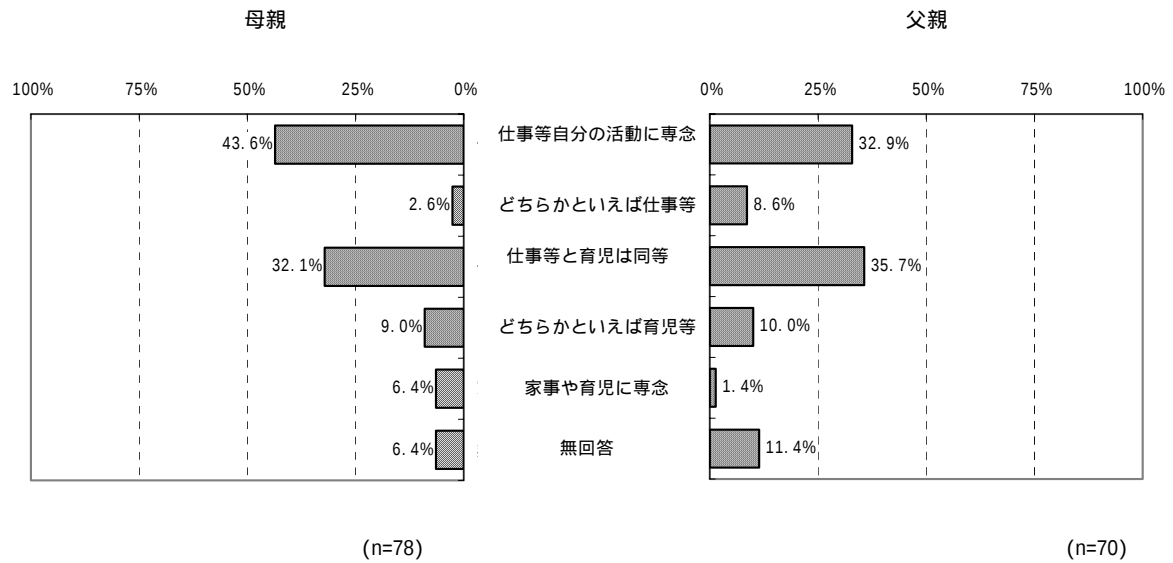


子育てと、仕事や趣味等自分の活動における現実の優先状況

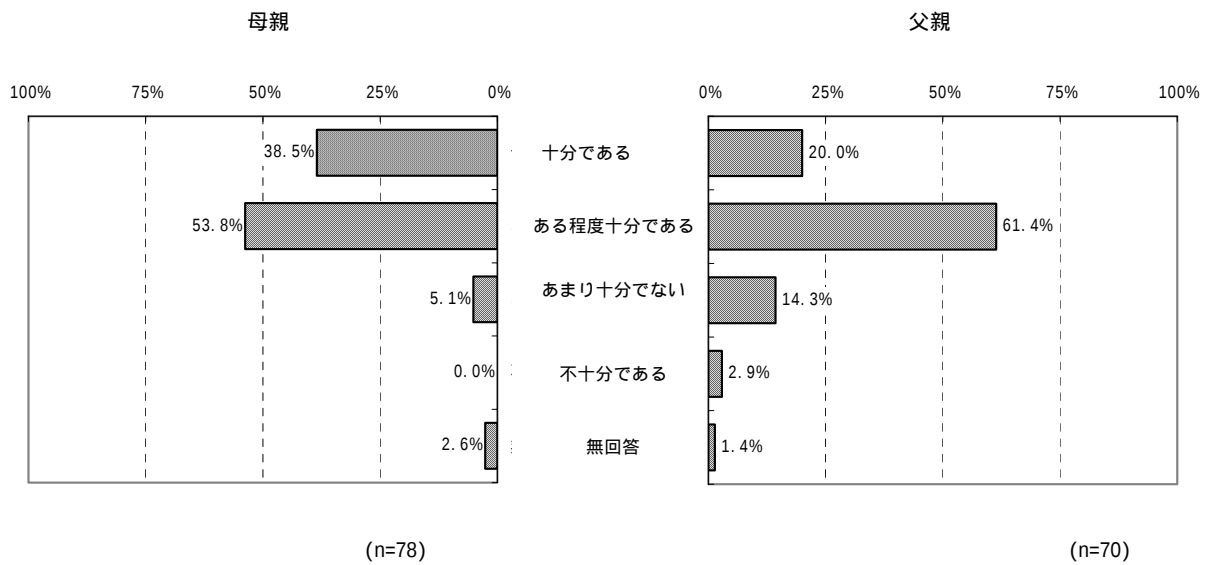


資料

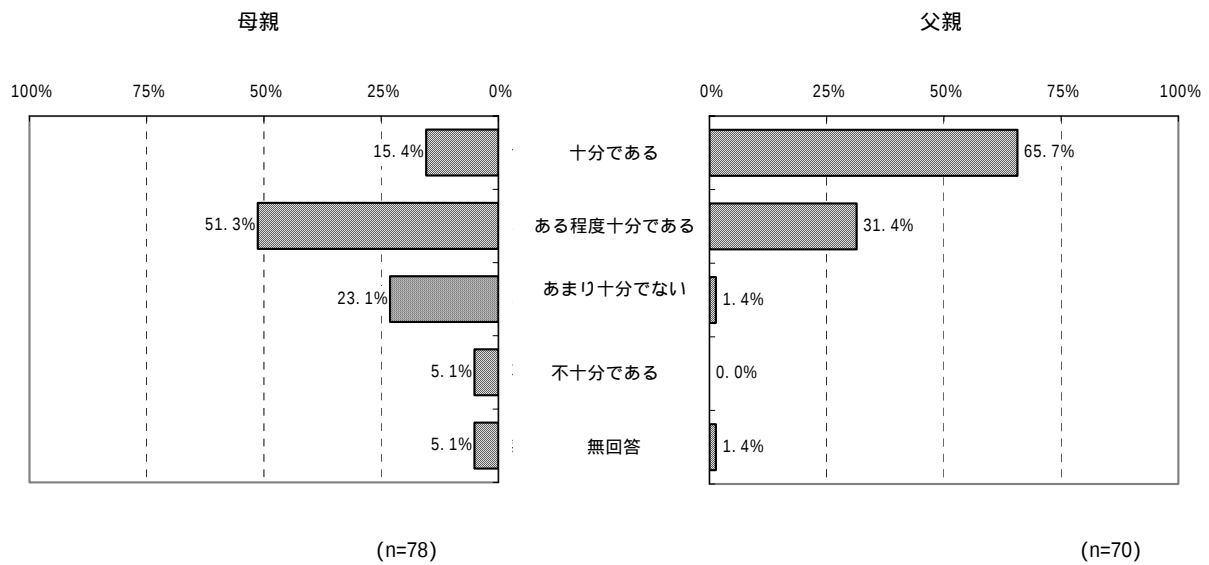
子育てと、仕事や趣味等自分の活動において希望する優先状況



本人の子育てへの関わり程度の認識



配偶者等の子育てへの関わり程度の認識



保育以外の子育て支援サービスに期待すること

